第２１期 事業年度（令和３年度）

事 業 報 告 書

独立行政法人家畜改良センター

目　　次

１．法人の長によるメッセージ
（１）始めに---------- １
（２）当事業年度における業務の成果
ア　全国的な改良の推進---------- ２
イ　飼養管理の改善等への取組---------- ６
ウ　飼料作物種苗の増殖・検査---------- ８
エ　調査・研究及び講習・指導---------- １０
オ　家畜改良増殖法等に基づく事務---------- １３
カ　牛トレーサビリティ法に基づく事務---------- １３
キ　センターの人材・資源を活用した外部支援---------- １５
２．法人の目的、業務内容
（１）法人の目的---------- １６
（２）業務内容---------- １６
３．政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）---------- １７
４．中期目標
（１）概要---------- １９
（２）一定の事業等のまとまりごとの目標---------- ２０
５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等---------- ２１
６．中期計画及び年度計画---------- ２３
７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉
（１）ガバナンスの状況---------- ２８
（２）役員等の状況---------- ２９
（３）職員の状況---------- ３０
（４）重要な施設等の整備等の状況---------- ３１
（５）純資産の状況---------- ３１
（６）財源の状況---------- ３２
（７）社会及び環境への配慮等の状況---------- ３３
８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策
（１）リスク管理の状況---------- ３４
（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況---------- ３４

９．業績の適正な評価の前提情報―――――――――――――――――――――――――― ３６
１０．業務の成果と使用した資源との対比
（１）自己評価―――――――――――――――――――――――――――――――――― ４２
（２）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況―――― ４５
１１．予算と決算との対比―――――――――――――――――――――――――――― ４６
１２．財務諸表
（１）貸借対照表―――――――――――――――――――――――――――――――――― ４７
（２）行政コスト計算書―――――――――――――――――――――――――――――― ４８
（３）損益計算書―――――――――――――――――――――――――――――――――― ４８
（４）純資産変動計算書―――――――――――――――――――――――――――――― ４９
（５）キャッシュ・フロー計算書―――――――――――――――――――――――――― ４９
１３．財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
（１）貸借対照表―――――――――――――――――――――――――――――――――― ５０
（２）行政コスト計算書―――――――――――――――――――――――――――――― ５０
（３）損益計算書―――――――――――――――――――――――――――――――――― ５０
（４）純資産変動計算書―――――――――――――――――――――――――――――― ５０
（５）キャッシュ・フロー計算書―――――――――――――――――――――――――― ５１
１４．内部統制の運用に関する情報―――――――――――――――――――――――― ５２
１５．法人の基本情報
（１）沿革―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ５５
（２）設立に関する根拠法―――――――――――――――――――――――――――――― ５５
（３）主務大臣―――――――――――――――――――――――――――――――――― ５６
（４）組織図―――――――――――――――――――――――――――――――――― ５６
（５）事務所（従たる事務所を含む）の所在地―――――――――――――――――― ５９
（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況―――――――― ５９
（７）主要な財務データの経年比較―――――――――――――――――――――――― ６０
（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画―――――――――――――― ６１
１６．参考情報
（１）要約した財務諸表の科目の説明―――――――――――――――――――――― ６４
（２）その他公表資料等との関係の説明―――――――――――――――――――――― ６７

１．法人の長によるメッセージ

（１）始めに

我が国の畜産は、食生活の多様化・高度化等を背景として順調に成長し、農業総産出額の約３割を占め、生産資材の供給や畜産物の処理・流通等の関連産業を含め、地域社会の活性化や地域経済の維持、国土資源の有効利用等多様な役割を果たしつつ、着実に発展してきました。

しかしながら、近年、飼料穀物価格の高騰や国内外での伝染性疾病の発生などにより、その存続基盤が大きく揺らいでいる状況にあります。

このような中、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、我が国における畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、家畜の育種改良、遺伝資源の保存、飼養管理技術の改善、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大に努めています。

また、種畜及び飼料作物種苗の検査、牛個体識別システムの的確な運営を通して、安全・安心な畜産物の確保に努めるとともに、伝染性疾病や自然災害が発生した場合の緊急対応の実施により地域の畜産業の支援を行っています。

これらの民間では採算性の面で実施困難なリスクの高い業務への取組を通じ、畜産農家や消費者のニーズに応えるべく様々な業務を行っています。

当事業年度は、年度計画に従い、以下の業務に取り組みました。

ア　全国的な改良の推進
イ　飼養管理の改善等への取組
ウ　飼料作物種苗の増殖・検査
エ　調査・研究及び講習・指導
オ　家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）等に基づく事務
カ　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）（以下「牛トレーサビリティ法」という）に基づく事務
キ　センターの人材・資源を活用した外部支援

シンボルマーク

４つの赤い玉は、畜産を構成する家畜、飼料、技術、人間であり、携わる人々の心の和と自然環境を表す緑の輪の上で有機的に繋がりをもって畜産業が発展していく姿を表している。

中央の星雲状の渦巻きは、畜産の発展を支える英知と創造力を象徴する「青」がほとばしり出る様子を表している。この「青」は、生命の起源である海の「青」、宇宙の「青」でもある。

（２）当事業年度における業務の成果

ア　全国的な改良の推進

（ア）種畜・種きんの改良

ａ　乳用牛：ホルスタイン種について、一塩基多型（以下「ＳＮＰ」という。）情報を活用した暑熱耐性の遺伝的能力評価を新たに令和３年８月に開始しました。暑熱耐性を含む遺伝的能力評価については、センターで作出された若雄牛を含む国内種雄牛について年２回実施するとともに、その結果を公表しました。加えて、国内雌牛及び海外種雄牛について同様の評価を実施し、前者については年３回、後者については年２回公表しました。

また、自ら有する多様な育種素材に加え、国内外から導入した育種素材を用い、ＯＰＵ（生体卵子吸引）技術を活用しつつ、遺伝的能力を高める交配を実施しました。これにより得られた産子から泌乳持続性や体型に特長のある雄子牛を選抜し、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量 56.4kg/年、乳脂肪 3.3kg/年、無脂乳固形分 5.7kg/年、乳蛋白質 2.5kg/年（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や泌乳持続性、体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛を 38 頭作出しました。これら 38 頭の候補種雄牛については、年当りの改良量の平均が、平成 28 年度に作出した候補種雄牛を基準として、乳量 110.0kg、乳脂肪 8.5kg、無脂乳固形分 11.2kg、乳蛋白質 5.8kg 増となり、いずれの形質についても家畜改良増殖目標に掲げられた年当りの改良量を上回りました。

ｂ　肉用牛：黒毛和種について、都道府県との共同研究によるゲノミック評価の形質に脂肪酸組成を加えるため、当該情報の評価を希望する都道府県に参画を促して体制を構築するとともに、参画機関からのデータを用いて評価手法の開発を行い、参画機関に評価値を提供しました。

また、４系統群（兵庫、鳥取、岡山、広島）・５希少系統（熊波、城崎、栄光、藤良、38 岩田）に配慮して、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用いて交配・選定を行い、直接検定時の１日当たりの生体の増体量が概ね 7.3ｇ以上の遺伝的能力を有する増体性や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を 40 頭作出しました。このうち、増体性に特長を持つ 22 頭は直接検定時の１日当たり増体量の平均値が 1.41kg と令和２年度全国平均（1.13kg）を大きく上回りました。

このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を２頭作出しました。

ｃ　豚：デュロック種について、増体性を特に重視した改良に取り組み、造成した改良用豚群を基に、センターで飼養する種豚について評価を行い、産肉性に

関する育種価を活用した選抜を行いつつ、１日当たり増体量がおおむね 1,070 ｇとなる種豚群作出に向けて選抜・交配を行った結果、雄雌合わせた１日当たり増体量が 1,116ｇと達成目標の 1.070ｇを超える成果が得られたほか、ＩＭＦ（筋肉内脂肪含量）の調査豚平均が 6.57％となりました。

また、ランドレース種及び大ヨークシャー種について、繁殖性を特に重視した改良に取り組み、センターで飼養する種豚について評価を行い、繁殖性に関する育種価を活用した選抜を行いつつ、１腹当たり育成頭数がそれぞれ 11.2 頭、10.8 頭以上となる種豚群作出に向けた選抜・交配を行った結果、１腹当たり育成頭数それぞれ 9.8 頭、10.3 頭となりました。

d　鶏：国産鶏種のうち、卵用鶏は、ロードアイランドレッド（ＹＡ系統及びＹＣ系統）、白色プリマスロック（ＬＡ系統）、白色レグホン（ＭＢ系統）の４系統について、１年１サイクルの世代更新により系統造成を行い、後期産卵率を始めとした産卵率及び卵質に係る推定育種価を用いて選抜、交配を行いました。長期検定手法を活用することにより、令和２年産鶏の後期産卵データ（44～59 週齢）を収集し、後期産卵率の推定育種価を算出した結果、令和元年産鶏に比べ、それぞれの系統において 0.34～1.15 ポイント改善しました。

肉用鶏は、白色プリマスロック（13 系統、30 系統及び 981 系統）、白色コーニッシュ（60 系統及び 61 系統）及び赤色コーニッシュ（57 系統）について、令和３年産鶏の産卵率（31～35 週齢）データを収集して推定育種価を算出し、選抜、交配を行った結果、令和３年産鶏の産卵率（31～35 週齢）の推定育種価は、令和２年産鶏に比べ、それぞれの系統において 0.82～2.07 ポイント改善しました。このうち１系統（赤色コーニッシュ（57 系統））が達成目標値を上回るなど、順調に遺伝的能力の向上が図られています。

また、肉用鶏の白色プリマスロック（1330 系統）について、令和３年産鶏の４週齢時体重のデータを収集して推定育種価を算出し、選抜、交配を行った結果、令和３年産鶏の４週齢時体重の推定育種価は、令和２年産鶏に比べ 2.05ｇ改善し、順調に遺伝的能力の向上が図られています。

e　重種馬：ブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組み、人工授精を活用した効率的な繁殖を行うため、種雄馬７頭から人工授精用精液の採取を行いました。また、繁殖雌馬 83 頭に対して人工授精を行い、64 頭の受胎を確認しました。

けん引能力に関連のある馬格をもとに、両品種の合計で、１歳雄馬を７頭選抜するとともに、種雄馬候補を９頭作出しました。

f　めん羊・山羊等：めん羊・山羊について、現有のサフォーク種 75 頭及び日本ザーネン種 74 頭を維持しました。また、現有している肉用牛の日本短角種について、30 頭を維持するとともに、鶏の軍鶏について 571 羽を維持しまし

た。そのほか、豚について、現有の中ヨークシャー種 20 頭及び梅山豚 20 頭を維持しました。

（イ）遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種）の泌乳形質等について、ゲノミック評価を含む遺伝的能力評価を行い、評価値を国内種雄牛について年２回、国内雌牛について年３回公表しました。なお、２月公表分より、総合指数の構成成分の割合及び在群能力の表示方法を変更しました。また、ジャージー種についても年２回公表しました。

また、ホルスタイン種の国際能力評価に参加し、海外種雄牛について、総合指数を含む我が国における遺伝的能力評価値を年３回公表しました。

さらに、可能な限り世代間隔を短縮し改良速度を高めるため、ＳＮＰ情報が得られたら直ちに遺伝的能力の情報が得られるよう、後代を持たない若雄牛及び泌乳記録を持たない若雌牛について、種畜所有者の求めに応じゲノミック評価を毎月実施し、評価値を提供しました。

肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）の産肉形質について肉用牛枝肉情報全国データベースを用いて収集した枝肉情報を用いて遺伝的能力評価を行い、関係機関に評価値を提供しました。

また、育種改良上有用な黒毛和種の種雄牛が各県間で共同利用されるよう国の主導で広域後代検定が行われており、県有候補種雄牛の産肉形質について同一基準での遺伝的能力評価を行い、結果を公表しました。

さらに、黒毛和種及び褐毛和種（熊本系）については、候補種雄牛やドナー（供卵牛）の早期選抜に利用するため、ＳＮＰ情報が得られたら直ちに遺伝的能力の情報が得られるよう、若雄牛及び若雌牛等について、道県等の関係機関の求めに応じゲノミック評価を毎月実施し、評価値を各関係機関に提供しました。

豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の繁殖形質及び産肉形質について全国的な遺伝的能力評価を行い、評価値を年４回提供しました。

また、国産純粋種豚改良協議会の同一基準遺伝的能力評価事業により、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の繁殖形質及び産肉形質について遺伝的能力評価を行い、評価値及び繁殖形質のランキングを協議会会員に年２回提供しました。

（ウ）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

乳用牛について、搾乳ロボットを活用した飼養管理技術に関する情報及び搾乳ロボットに適した後継牛生産等に関する情報等について、５月24日から搾乳を開始し、データを収集しました。また、10月と11月に４件の農場調査を実施し、センターおよび各農場のデータを分析した結果を取りまとめ、３月30日にホームペ

ージ上で情報発信を行いました。

乳用牛（ホルスタイン種）の泌乳形質等の遺伝的能力の推移について、国内能力評価結果を基にした種雄牛等について年２回、国際能力評価結果を基にした種雄牛について年３回公表した。また、ジャージー種についても遺伝的能力の推移について、年２回公表しました。

さらに、雌牛の泌乳形質や体型形質等の遺伝的能力の推移について、地域別での分析に新たに取り組んだ結果及び搾乳ロボットでの作業効率に影響する可能性のある体型形質の一つである、乳房の傾斜について現状を分析した結果についても新たに公表しました。

肉用牛について、肉用牛の産肉形質について、肉用牛枝肉情報全国データベースを用いて収集した枝肉情報を分析し、①黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種の産肉形質について遺伝的能力の推移を品種ごとに年１回公表、②黒毛和種及び褐毛和種（熊本系）については、令和２年度と畜分の全国集計結果を事業協力肥育農家等へ冊子で提供、③黒毛和種については種雄牛別の集計情報を事業協力肥育農家へ年４回提供、④都道府県及び全国団体等の申請に基づき、随時肥育データを提供するなど、改良の基礎情報を提供しました。⑤また、脂肪交雑など主要な枝肉形質について地域別の集計に取り組み、その結果について新たに公表を開始しました。

豚について、繁殖雌豚の群飼における生産性の向上等課題に対応した情報の分析に取り組み、３月10日に「繁殖雌豚の群飼と単飼の繁殖成績比較について」を家畜改良センターホームページに掲載し、情報提供しました。

豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の生産頭数の遺伝的能力の推移について、年４回公表しました。

また、豚の繁殖形質に対する季節の影響についての分析に取り組み、その結果について新たに公表を開始しました。

（エ）多様な遺伝資源の確保・活用

a　農林水産省関連動植物の遺伝資源保存に関するセンターバンクである（国研）農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）遺伝資源センターと連携しつつ、我が国では飼養管理を行う農場が少ない馬や、めん山羊も含め、８牧場で分担し、遺伝資源の収集、保存及び特性調査を行い、遺伝資源を喪失させることなく、実施しました。

また、黒毛和種について、その基礎となる４系統群・５希少系統に配慮して、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用いて交配・選定を行い、増体性や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を40頭作出しました。

飼料作物の遺伝資源については、農研機構遺伝資源センターの調整の下、地

域性を考慮し関係牧場で分担して、栄養体保存420系統、種子再増殖30系統及び特性調査30系統にそれぞれ取り組み、他品種との交雑を防ぐための開花前刈取、雑草や他品種のほ場への侵入を防ぐための頻繁な除草作業等により遺伝資源を喪失させることなく実施しました。

b　鶏始原生殖細胞（以下「ＰＧＣｓ」という。）に関する場内でのＯＪＴを行うとともに、（一社）日本種鶏孵卵協会が主催するニワトリ始原生殖細胞凍結保存セミナーに参加し、ＰＧＣｓの保存技術を習得した職員を１名育成しました。

c　家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないよう、リスク分散のため、乳用牛は、新冠牧場、十勝牧場及び岩手牧場の３牧場でけい養を行い、整備した育種群から受精卵を生産し、岩手牧場では 203 頭の後継牛を生産しました。

肉用牛（黒毛和種）については、十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場の４牧場でけい養を行い、各牧場で受精卵を生産するとともに、十勝牧場で 133 頭、奥羽牧場で 97 頭、鳥取牧場で 85 頭、宮崎牧場 68 頭を生産しました。

豚については、デュロック種及び大ヨークシャー種を、茨城牧場及び宮崎牧場の２牧場でけい養を行い、主要３品種の育種素材として、受精卵を 664 個作成しました。

鶏については、主要な国産鶏種を、岡崎牧場及び兵庫牧場の２牧場でけい養を行いました。

d　生産基盤の強化に必要となる受精卵の供給を実施するため、鳥取牧場及び十勝牧場において経腟採卵（ＯＰＵ）研修会を各１回の計２回開催し、３名の獣医師が受講しました。

また、高度な採卵技術を有する獣医師職員を６名確保するとともに、受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を35名確保しました。

イ　飼養管理の改善等への取組

（ア）スマート畜産の実践

a　乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術において、労働力軽減を図るための実用的な情報として、搾乳ロボットでの新規導入牛の馴致に要した状況、後継牛生産に際して搾乳ロボット導入農家での改善したい体形項目、センシング・モニタリング装置を活用した牛群管理での発情アラート機能活用の注意点及び個体別型哺乳ロボット活用による作業時間の低減状況などについて、研究会や研修会などを通じて発信しました。

b　繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化を図るため、

養豚繁殖IoTシステムが国内では市販されていない中、民間企業及び協力機関と連携し、豚舎に設置したカメラにより発情、分娩等の画像データを蓄積・解析し、発情、分娩等を自動で検知する繁殖管理システムの開発に成功しました。これらの成果を研究会及び繁殖技術関連の全国会議の招待講演において発表しました。また、養豚関係誌の臨時増刊号であるスマート養豚特集号にも関連成果が掲載されました。さらに、農林水産省のYouTubeチャンネルにおいてもIoTデータを活用した養豚の繁殖モデルとして紹介動画が掲載されました。

（イ）ＳＤＧｓに配慮した畜産物生産の普及

a　第４期中期目標期間において畜産ＧＡＰを取得している奥羽牧場が更新審査を、岩手牧場が維持審査及び更新審査を、熊本牧場が維持審査を受審し、認証を確保しました。また、十勝牧場が農場ＨＡＣＣＰ、岡崎牧場が畜産ＧＡＰを新たに取得しました。

そのほか、ＧＡＰ取得に向けた研修会等を受講し人材育成を図りました。

b　畜産における環境負荷は家畜の排せつ物や消化器管内発酵等に由来することから、その軽減のための効率的な畜産物生産を推進するため、飼料利用性の遺伝的能力評価の開始を目的として、黒毛和種について、飼料利用性に関する調査を実施し、飼料摂取量、体重、枝肉等のデータを収集するとともに、遺伝的能力評価用データの作成に着手しました。

また、豚について、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するためのデータを収集しました。

c　持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証として、次の取組を行いました。

黒毛和種の肥育期間短縮技術の普及を図るため、枝肉重量に関する遺伝子型の異なる去勢牛を用いて、出荷月齢26か月齢での発育状況や枝肉重量等に係るデータを収集しました。

また、黒毛和種繁殖雌牛の肥育による食肉資源の有効利用に向けた肥育技術の開発のため、肥育期間について４か月間、６か月間及び８か月間の試験区を設けて、肥育期の飼養管理や枝肉重量等に係るデータを収集しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた福島県などにおいて有効な放射性セシウム低吸収牧草について、簡易な栽培管理手法の実証のため、低吸収草種であるトールフェスクにペレニアルライグラスやフェストロリウムを混合播種した試験圃場を造成し、生育に関するデータを収集しました。

d　持続可能な畜産経営実現への支援のため、次の取組を行いました。

畜産ＧＡＰの認証農場となっている熊本牧場において、他の認証農場での取組の紹介などとともに、畜産ＧＡＰ認証の熊本牧場での現地視察も交えた具体

的な取組内容について紹介する講習会を開催することで、受講者の高い理解が得られました。

ＳＤＧｓの推進に資する飼養管理技術として、牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断装置による性判別技術等に関する講習会を開催するとともに、肉用牛繁殖雌牛の代謝プロファイルに関する技術を活用した飼養管理技術の講習会について、人数の制限やオンラインを活用して開催するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら行いました。

また、黒毛和種の短期肥育技術や豚の飼養管理技術に関する情報等について畜産関係誌やホームページを通じて発信しました。

（ウ）家畜衛生管理の改善

国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、情報の提供を行い、これらの技術情報は、畜産ＧＡＰ認証農場の増加等に貢献しました。

また、国や都道府県が主催する防疫演習への参加・協力を行うとともに、国や大学等が行う調査・研究への協力等の要請に基づき、牛・馬・鶏の血液等の提供を行い、馬の臨床技術の向上等に貢献しました。

ウ　飼料作物種苗の増殖・検査

（ア）飼料作物種苗の検査・供給

ａ　ＩＳＴＡ国際種子分析証明書を発行できる権限を有し、日本で唯一の飼料作物種子に特化した幅広い検査項目を実施するとともに、種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動への的確な取組等により、ＩＳＴＡ認定検査所に課せられた飼料作物の技能試験においてＩＳＴＡ認定検査所としての認定ステータスを維持しました。

これまでのＩＳＴＡ査察において高く評価されている純度分析、発芽検査等の種子検査技術の高位平準化を図りました。

ＩＳＴＡ（国際種子検査協会）の国際規程に基づく高度な種子の検査技術の普及を図るため、民間種苗業者等を対象としたＩＳＴＡの国際規程に基づく種子の発芽検査技術に係る講習会（サンプル送付による模擬検査。21名参加）を始めてＷｅｂにて開催しました。

発芽検査技術講習会は、実技を伴うため、従前より対面で実施してきましたが、コロナ禍においても技術水準の向上を図ることができるよう、発芽検査用種子サンプルを講習者に送付し、受講者自ら実施した発芽試験の結果の写真をＷｅｂで評価する方法を新たに導入して実施しました。

また、ＯＥＣＤ品種証明制度等に基づき、海外増殖用等に供される飼料作物種苗について、国内で最も多くの品種の検査を行うＩＳＴＡ認定検査所として、

高い検査技術を用いて的確に行い、所要の検査として、ほ場検定59件、種子検定64件及び事後検定40件を実施し、合格したものについて証明書を発行しました。

あわせて、農林水産省からの要請に応じてＯＥＣＤ品種証明制度の年次総会（Ｗｅｂ会議）の制度の改訂等に係る決議に参加するとともに、制度の改正を踏まえて関連規程を見直すなど適切に実施しました。

b　日本草地畜産種子協会から情報収集を行い、必要となる供給量を予測し、生産計画を策定しました。また、計画策定にあたっては、在庫について、過去５年間に登録された品種８品種（令和２年度）から18品種に増やすなど、今後、需要が見込まれる新品種への置き換えを行いました。

具体的には、旧品種であるイタリアンライグラス「さちあおば」やチモシー「アッケシ」などは、それぞれ新品種である「Kyushu1」や「なつぴりか」に置き換えたほか、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構等が育成した品種について、北海道の道央中南部、道南部にて、主にこれまでの“中生の中”の品種よりも乾物収量が高く、耐倒伏性、すす紋病抵抗性も優れており、自給飼料の安定生産に貢献できる飼料用とうもろこし「だいち」の親系統等を優先的に増殖し、新たな在庫として一定量確保しました。

農家に認知してもらうための展示ほへの種苗の利用も考慮し、在庫の適正化を図りました。この結果、期末在庫を35トン程度と、予定数量（30トン）の±25％範囲内としました。

また、ＯＥＣＤ品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を行い、新品種及び在庫が不足する品種を中心に新たに14品種10.6トンの原種を生産し、過年度生産分も含め国内畜産農家に供給するため、41品種5.4トンの原種を増殖業者に供給しました。

c　飼料用稲種子について、都府県による生産供給を補完するため、極短穂品種を中心に、５品種について委託生産見込み数量を上回る19.2トンの種苗を生産し、委託元に供給しました。

また、多収性、高糖含量または耐倒伏性に優れる民間品種の受託採種も併せて実施し、13品種について生産見込み数量18.9トンに対し、ＯＥＣＤ種子品種証明制度の要件に合致した30.2トンの種苗を生産し、委託もとに供給しました。

受託業務の実施に当たっては、最低限必要な面積を確保した上で、適切な管理を行うことで最大限単収を増加させる方針で取り組みました（委託元に供給できる種苗を増加させることで、委託元としては、二次増殖での生産拡大が可能となることや、翌年度改めて増殖する必要がなくなるなどのメリットがあり、最終的には流通種子のコスト低減に資することが見込まれます。）。

以上により、49.4トンを生産し、委託生産見込み数量の150％（飼料イネ138％、

牧草類等160％）の増収となりました。

（イ）飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、都道府県、農協、関係団体等の関係機関と連携しつつ、現地での講習会（優良品種、飼料生産技術）を７回実施し、延べ83人の参加があり、高評価を得ました。

また、育成機関等と連携して、公共牧場等に43か所の実証展示ほを設置し、家畜改良センター内外での展示ほについて、ホームページによる情報提供を９牧場で公表した。特に熊本牧場では、動画による展示ほの状況も公表しました。また、全ての実証展示ほに品種利用者への現地指導を行うなど、品種特性を生かしたほ場管理のための協力を行いました。

北海道で雌穂乾物重割合の高い飼料用とうもろこし「北交97、100号」や本州で越夏性に優れるイタリアンライグラス「那系36、37号」など、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構で育成中の系統の品種登録に向け、全国の牧場にて５５系統の地域適応性等検定試験等を実施し、収量性や耐病性などの各種データを育成機関に提供しました。

さらに、都道府県等の試験場の協力を得て、奨励品種選定試験結果等のデータを入手し、データの確認、整理等を行い品種特性情報のデータベースを更新し、都道府県、試験研究機関及び関係団体55か所に758品種の情報提供を行いました。

センターで行う粗飼料生産については、国内育成優良品種を中心に作付けするなど、家畜改良センターの年間需要量を上回る5,610ＴＤＮトンを生産（対需要量比131％）したほか、令和３年７月の北海道での少雨による粗飼料不足の支援として粗飼料ロールを紋別市、新得町に216個（97.2トン）を提供しました。

エ　調査・研究及び講習・指導

（ア）有用形質関連遺伝子等の解析

ａ　家畜・家きんの特色に応じ、有用形質と遺伝子情報との関連性について、調査・解析しました。

乳用牛については、ホルスタイン種における疾病抵抗性や長命連産性等について、ＤＮＡサンプルと形質情報を収集し、関連解析を行った結果、一部の繁殖関連遺伝子において疾病繁殖成分、長命連産効果、在群能力等との好ましい関連を確認しました。また、ゲノムワイド関連解析により上記形質における有意な関連領域を検出しました。

肉用牛については、黒毛和種における新たな食味形質としてアンセリンについてゲノムワイド関連解析を行ったところ、候補領域が検出され、候補領域内に存在した遺伝子の非同義置換ＳＮＰがアンセリン含量と有意な関連があることを確認しました。また、飼料利用性形質について非相加的遺伝効果をもつ

領域を探索することを目的としたゲノムワイド関連解析を行ったところ、肥育前期の余剰飼料摂取量（RFI）と有意な関連があるＳＮＰを検出しました。

豚については、デュロック種における産肉能力について増体性や筋肉内脂肪含量に関連する遺伝子について表型値との関連を調査した結果、有意な関連がある遺伝子やＳＮＰを確認しました。また、ランドレース種における繁殖能力について繁殖成績と遺伝子情報との関連解析を行い、いくつかの遺伝子で有意な関連があることを確認しました。さらに、これらの遺伝子の一部で増体形質との関連があることを明らかにしました。

鶏については、ロードアイランドレッド種における羽性を分類するＳＮＰを解析しました。その結果、羽性と遺伝子型が一致しており、当該ＳＮＰはロードアイランドレッド種ＹＡ系統で利用可能であることを確認しました。また、当該ＳＮＰは羽性が分からない個体において遺伝子型で羽性を判別することが可能であること、羽性遺伝子型が産卵性能等の経済形質に負の影響を与えないことを確認しました。

b　牛の体外受精卵から採取したごく少数細胞からＤＮＡの抽出が可能であり、ＳＮＰ解析可能なサンプルとなりうることを明らかにしました。

また、解析に適した採取細胞数及び細胞採取時期を見出すことに成功しました。加えて、当初計画していた成牛だけでなく、子牛からも効率的に体外受精卵を生産する基礎的な技術の開発に取り組み、子牛の経腟採卵を可能とする「①小型ＯＰＵプローブ」、牛の発育月齢に対応可能な「②ＯＰＵ保定枠場」、採取卵子の品質を安定化させる「③新たな卵胞発育処理法」を開発しました。

さらに、これら３種類のツールの有効性を検証するための客観的な指標として、「子牛のＯＰＵにおける気質評価法」も開発しました。

（イ）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

a　官能評価と理化学分析の結果から、牛肉についてはオレイン酸が高いほど甘い香り、総合評価等が高くなる傾向が見られ、特に風味の強さはオレイン酸高区において低区よりも有意に高いことを示しました。

また、豚肉においては、胸最長筋粗脂肪含量の適度な水準を検討した結果、海外産豚肉（１～２％程度と想定）との差別化には３％では十分とは言えず、霜降り豚肉（５％程度と想定）で差別化が図れることが示されました。

b　和牛肉の輸出拡大に貢献するために、海外産WAGYUと黒毛和牛肉の肉質を比較した結果、黒毛和牛肉（A4等級以上）のロース粗脂肪含量は海外産WAGYU（黒毛和牛の血統量87.5%以上）の２倍以上であり、理化学特性に明確な差があることを明らかにしました。

（ウ）豚の受精卵移植技術の改善

開腹手術を伴う豚の採卵において、簡便性や反復性に優れる新たな方法を検討しました。これまでの採卵方法では専用の手術台が必要でしたが、横臥位の姿勢で下腹部を切開位置としたところ、専用の手術台が不要となり、切開範囲を約10cmから７cmへ縮小することができました。

また、子宮への侵襲性の低減及び手術時間の短縮を図る方法を検討し、半分以下の子宮灌流範囲でほぼ全ての受精卵の回収が可能なことを明らかにしました。また、豚の受精卵移植技術に関するこれまでの成果を関連学会で２件発表するとともに、畜産技術誌に記事２件、学術誌に論文１件が掲載されました。

（エ）知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究等の成果について、知財マネジメント強化のため、「農林水産省知的財産戦略2025」を踏まえつつ、「知的財産に関する基本方針」において、「実施許諾等の知的財産のマネジメント方針」に関する事項を定めました。

（オ）講習・指導

a　農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき、新型コロナウイルス感染症への予防対策を徹底し、中央畜産技術研修会を10講座開催し、251名を受け入れて実施しました。

また、研修内容に関するアンケート調査結果を踏まえ、行政課題の解決に向けた研修内容の充実に努めるとともに、研修環境に配慮して講義の実施方法を工夫するなどにより、研修受講者の理解度の向上に努めました。

b　都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修について、周知に努め、本所及び４牧支場において実施しました。本年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、普及・定着が望まれる畜産技術など要望を可能な限り踏まえながら、研修生を積極的に受け入れました。

なお、研修実施に当たっては、研修生の技術水準に応じたカリキュラム編成や進度に応じた進行管理などに努め、理解を深める有意義な研修としました。このほか、団体等が開催する研修を実施し、畜産関係団体や大学等の６機関から204名の研修生を積極的に受け入れました。加えて、団体からの依頼に基づく海外技術協力の研修を実施し、11か国から16名を受け入れました。研修実施に当たっては、依頼先からの要請に基づき、遠隔型研修（インターネット教材の作成及び配信）で実施しました。遠隔型研修では、座学に加えて滞在型研修を想定した視察施設などの紹介動画の作成に加えて、講師の実演・演習による講義の動画教材を作成しました。

さらに、農福連携の特色を生かした６次産業畜産及び長野支場の山羊の飼養管理の紹介動画を教材化した講義を新設するなど、積極的にカリキュラムの改善に取り組み、理解を深める研修としました。

オ　家畜改良増殖法等に基づく事務

（ア）家畜改良増殖法等に基づく事務

都道府県等と連携しつつ、申請のあった5,700頭の牛、豚及び馬の種畜について、家畜改良増殖法に基づく種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告しました。なお、種畜検査を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、検査に必要な能力等を有する職員を検査員に143名を任命しました。

また、家畜改良増殖法に基づき立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、質問、検査及び収去に必要な能力等を有する職員25名を確保しました。

あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための講習会を実施しました。

（イ）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法（平成10年法律第83号）第63条第２項に基づき、指定種苗の集取及び検査を1,162点実施し、品種表示が不適切なもの、表示された発芽率より低いもの等、種子の品質に関する表示が不適切な業者に対しては改善指導を行い、その結果を農林水産大臣に報告しました。なお、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、職員に対する講習会を実施するとともに、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員14名を検査員に任命しました。

また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。）第32条第２項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、立入り、質問、検査及び収去に必要な能力を有する職員15名を検査員に任命しました。

カ　牛トレーサビリティ法に基づく事務

（ア）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

ａ　牛トレーサビリティ法に基づき、牛の管理者等からの届出の受理、牛個体識別台帳への記録及び保存、牛の履歴情報の公表等を実施しました。

サーバの不具合によるインシデントの対応では、関係者等へ状況の周知を図り、部内で連携して復旧作業に取り組みました。特に、と畜など牛肉の流通に関する問合せ等については、緊急性を鑑み、部内で情報を共有し、電話での問合せに速やかに回答するとともに、システム不具合の状況についてと畜場に毎日FAXやメールを送付して情報提供するなど、迅速かつ積極的に対応しました。

農林水産省からの依頼に基づき開催する耳標審査委員会に向けて、令和４年

度に配付される牛個体識別耳標の審査を行い、耳標の規格が基準に適合しているかどうか確認しました。

都道府県内の耳標の管理者変更業務の省力化に向けたシステム構築の検討に協力し、試用を開始するとともに、関係者と今後の対応を協議しました。

令和２年度における耳標の立会検査で不具合が確認された耳標について、関係者と協議し、管理者等への配付に係るデータ提供、都道府県への周知、回収耳標の廃番処理等を実施し、回収交換に協力しました。

牛の個体識別検索サービスホームページの広告欄を活用して、乳プラスワンプロジェクトなど農林水産省の施策の周知に協力するとともに、牛の管理者等に正確な届出を促すため内容確認の注意喚起を自主的に掲載しました。

b　農林水産省からの家畜伝染性疾病の発生時等の緊急検索の依頼に速やかに対応するため、常時６名以上の検索要員を確保し、机上演習を２回実施し、緊急検索態勢を維持しました。

（イ）牛個体識別に関するデータの活用

a　牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、個人情報の管理を適正に実施し、全国版畜産クラウドに、同意農家7,228件の牛個体識別情報を提供するとともに、届出統計情報について農業データ連携基盤に14回情報提供しました。令和３年度畜産経営体生産性向上対策事業の全国データベース構築事業における全国推進協議会等に出席し、事業推進の進捗状況を確認し、関係者と意見交換しました。また、牛の分娩履歴等の照会があった際に畜産クラウドの活用について説明するなど、利用を推進しました。

イントラネット情報提供について、関係団体の新システムへの移行を推進し、11月までに完全に移行を終了するとともに、令和４年度のシステム継続利用の手続きを進めました。

また、国・都道府県・関係団体や牛の管理者等利用者からの牛個体識別情報の活用について、ＸＭＬ形式情報提供について13件委託契約を締結するとともに、利用者の要望に応じたデータを1,172回提供し、個体識別情報の一層の有効活用を進めました。

b　年度内のシステム開発改修計画を策定し、計画的なシステム改修等に取り組みました。４月末までに取りまとめたコンサル業務の結果や、これまでのユーザー対応等で蓄積されてきた意見要望等や部内の業務担当者へのヒアリング等により現状の把握に努め、令和４年度のシステム改修等の仕様書に反映しました。

情報セキュリティ対策については、毎月のシステム更新に対応したほか、週単位又は月単位の打合せや部内の情報セキュリティ対策に関する情報共有と注意喚起に取り組みました。

インシデント対応手順を整理し、複数の者による対応が可能な体制を構築しました。また、発生したインシデントの原因等を調査し、同様のインシデントの発生を抑制するための対策を検討し、実施しました。

システムの不具合のインシデント対応において当該システムの稼働状況を踏まえ、部内各課、SEと連携して作業を進め、再発防止策を検討しました。

キ　センターの人材・資源を活用した外部支援

（ア）緊急時における支援

栃木県や宮城県におけるＣＳＦ（豚熱）発生の際、農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請を受け、特に防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を中心に延べ 22 名を派遣するとともに、現地での防疫対応作業の円滑化に貢献しました。

（イ）災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病が発生した場合、農林水産省からの指示を受け、粗飼料の供給や、畜産経営支援協議会が整備し本所及び各牧場にて備蓄している資材（発電機、消石灰等）を提供できるよう、準備を行いました。

（ウ）作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査を始めとした全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応しました。

２．法人の目的、業務内容

（１）法人の目的

センターは、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的としています（独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号、以下「センター法」という。）第３条）。

（２）業務内容

センターは、センター法第３条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

① 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善
② 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付け
③ 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布
④ 飼料作物の種苗の検査
⑤ 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導
⑥ 前各号の業務に附帯する業務

また、前各号の業務のほか、次の業務を行います。

⑦ 家畜改良増殖法第 35 条の２第１項の規定による立入り、質問、検査及び収去
⑧ 種苗法第 63 条第１項の規定による集取
⑨ カルタヘナ法第 32 条第１項の規定による立入り、質問、検査及び収去
⑩ 牛トレーサビリティ法第 20 条の政令で定める事務

（センター法第 11 条）

３．政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

センターは、食料・ 農業・農村基本計画（令和２年３月 31 日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和２年３月 31 日農林水産省策定、以下「酪肉基本方針」という。）、家畜改良増殖目標（令和２年３月 31 日農林水産省策定）、 鶏の改良増殖目標（令和２年３月 31 日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成 27 年３月 31 日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、センター法に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められています。

近年の畜産をめぐる情勢においては、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が進行しており、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められています。また、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定等の経済連携協定の進展や中国への牛肉輸出の再開に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等を受け、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となっています。センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきました。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められています。センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づく中期目標管理法人として、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていきます。

独立行政法人家畜改良センターに係る政策体系図

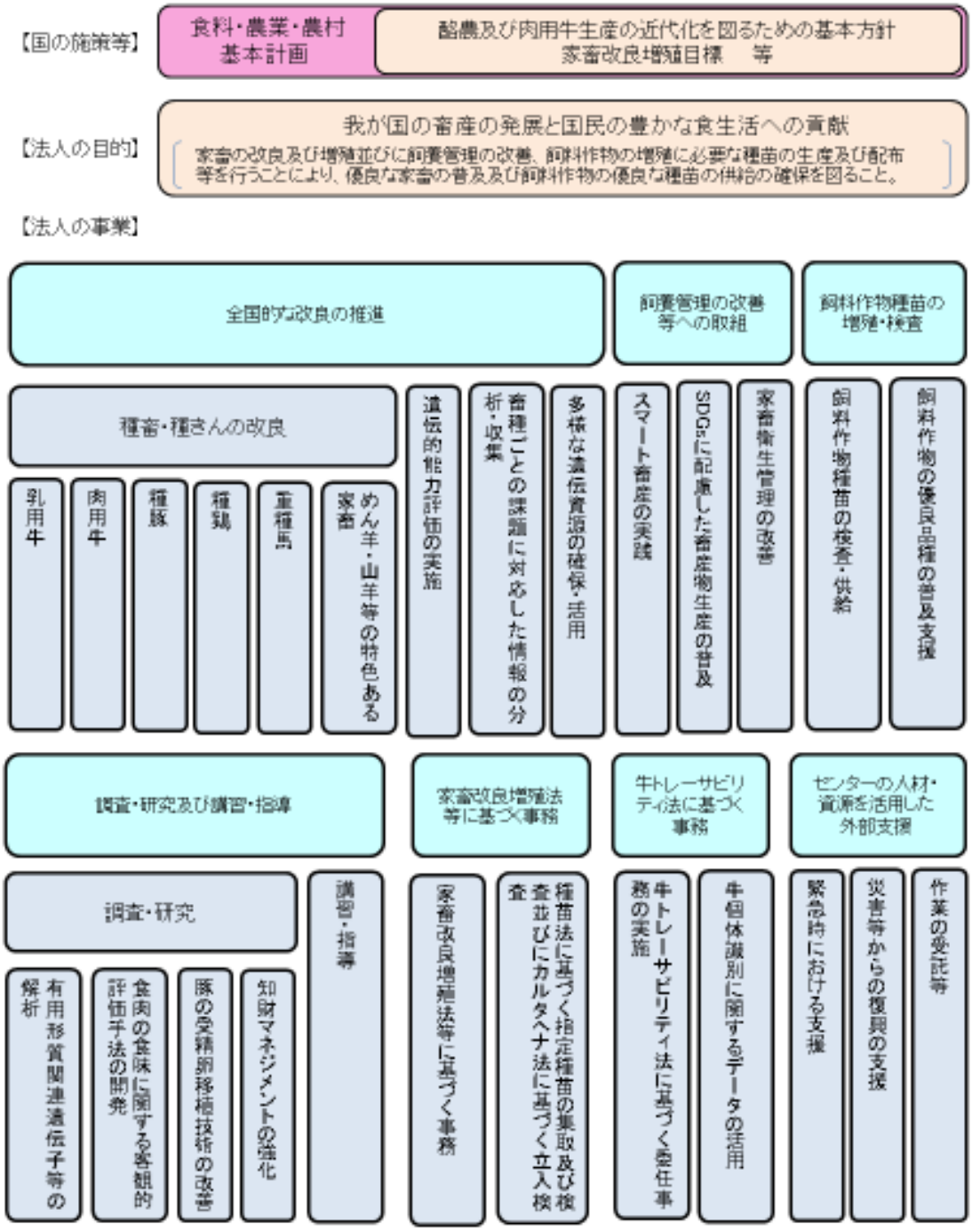

４．中期目標

（１）概要

センターは、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成２年 10 月の家畜改良センター化を経て、平成 13 年４月に家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給等、家畜改良増殖法及び種苗法に基づく検査等の事務を行う独立行政法人として発足し、その後、ＢＳＥの発生など諸事情の変化に伴い、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理やカルタヘナ法に基づく立入検査の実施等の事務が追加されました。

このような経緯の下、センターは、第１期中期目標期間（平成 13～17 年度）、第２期中期目標期間（平成 18～22 年度）、第３期中期目標期間（平成 23～27 年度）及び第４期中期目標期間（平成 28～令和２年度）を通じて、基本計画、家畜改良増殖目標、酪肉基本方針等を実現するための政策実施機関として、我が国の家畜の改良増殖や飼料生産基盤の強化に寄与してきました。

第４期中期目標期間においては、遺伝子情報を活用した育種改良や、遺伝的多様性に配慮した種畜生産を始め、畜産物をめぐる国際競争の激化に伴い、国産畜産物の輸出拡大や家畜の伝染性疾病への対応が課題となる中、外国人の和牛肉に対する嗜好性調査や豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできました。

また、センターは、家畜改良増殖法に定める立入検査、種苗法に定める指定種苗の集取、カルタヘナ法に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも寄与しています。

さらに、近年の地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがす甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっています。

このような中、センターが長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うことが引き続き期待されており、第５期中期目標が設定されました。

第５期中期目標の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までとなっています。

なお、詳細につきましては、（第５期）中期目標を御覧ください。
（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujouhou/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画）

（２）一定の事業等のまとまりごとの目標

センターは、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分は、次のとおりです。

① 全国的な改良の推進
② 飼養管理の改善等への取組
③ 飼料作物種苗の増殖・検査
④ 調査・研究及び講習・指導
⑤ 家畜改良増殖法等に基づく事務
⑥ 牛トレーサビリティ法に基づく事務
⑦ センターの人材・資源を活用した外部支援

なお、一定の事業等のまとまりごとの業務概要や当事業年度における財源構造は、「９．業績の適正な評価の前提情報」（36 頁）を、業務の成果については、「１．法人の長によるメッセージ」「（２）当事業年度における業務の成果」（２頁）を、業務実績等報告書における項目別の評定や行政コストについては、「１０．業務の成果と使用した資源との対比」「（１）自己評価」（42 頁）を御覧ください。

５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

センターは、独立行政法人家畜改良センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第２条第２項に基づき、その運営基本理念及び運営方針を策定しており、同条第４項に基づき、役職員の行動規範を定めています。

独立行政法人家畜改良センター運営基本理念及び運営方針

【運営基本理念】

家畜改良センターは、政策実施機関たる独立行政法人として、国民の負託に応えて我が国畜産の発展と国民生活のさらなる向上に貢献するべく、農林水産大臣が定めた中期目標の達成に向けて、独立行政法人家畜改良センター法第 11 条に掲げる業務を的確に実施することをその運営の基本理念とする。

【運営方針】

家畜改良センターは、

・　我が国畜産が抱える諸課題のみならず先端的な技術の実用化等に対応するべく、
・　関係機関との密接な連携を図りつつ、
・　その保有する人材、家畜、技術力等の資源を最大限に活用して、

その業務を行う。

その際、

・　理事長のリーダーシップの下、
・　コンプライアンスの推進、リスクの評価と対応等の内部統制を的確に実施するとともに、
・　ＰＤＣＡサイクルの下で、業務運営の見直しに取り組むことにより、

常に、効率的、効果的に業務を実施できる体制を確保することとする。

独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範

はじめに

私たち独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の役職員等は、コンプライアンス（法令等の遵守）の重要性への認識を深め、これを推進するための基本的事項としてこの行動規範を定め、実践します。

１「私たちは、決まりを守ります。」

（１）法令、社会的規範等を遵守します。

私たちは、センター業務の公共性及び透明性を常に念頭において、高い倫理意識の下いかなる場合においても法令、社会的規範等を遵守し、正直で誠実に行動することによって社会的信頼の確保に努めます。

（２）適正な手続きに基づいた業務運営に努めます。

私たちは、法令等に基づき定めた手順に従い、業務の公平性及び公正性を確保するとともに、透明性の高い業務運営に努めます。

２「私たちは、社会に貢献する業務を展開します。」

私たちは、我が国畜産業の発展や消費者への安全で信頼できる畜産物等の安定供給に貢献するため、常に社会の要請を把握し、創造的に業務を展開します。

３「私たちは、風通しのよい職場を築きます。」

私たちは、節度をもって話し合いができる風通しの良い職場を築きます。

４「私たちは、情報の管理・提供に努めます。」

（１）しっかりとした情報管理をします。

私たちは、業務上取扱う様々な個人情報や知的財産を適正に管理し、情報の誤用、流出及び漏洩の防止に最大限の配慮をします。

（２）確かな情報を積極的に提供します。

私たちは、保有する情報について、さまざまな情報提供手段を積極的に活用し、正確でわかりやすい情報の迅速な提供に努めます。

５「私たちは、仕事を通じて環境保全に貢献します。」

私たちは、環境問題に対して関心を持ち、業務における環境負荷の軽減に努めるとともに、農林水産業がもつ環境保全機能に対する社会的な理解が深まるよう努めます。

６．中期計画及び年度計画

センターは、通則法に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）と当該計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を作成しています。

中期計画（第５期：令和３年４月１日から令和８年３月31日まで）と当事業年度に係る年度計画（令和３年度計画）との関係は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、（第５期）中期計画及び（令和３年度）年度計画を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujyoho/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画）

第５期中期計画	令和３年度計画
第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
１　全国的な改良の推進	
（１）種畜・種きんの改良 ア　乳用牛 イ　肉用牛 ウ　豚 エ　鶏 オ　重種馬 カ　めん羊・山羊等	（１）種畜・種きんの改良 ア　乳用牛 イ　肉用牛 ウ　豚 エ　鶏 オ　重種馬 カ　めん羊・山羊等
（２）遺伝的能力評価の実施	（２）遺伝的能力評価の実施
（３）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供	（３）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供
（４）多様な遺伝資源の確保・活用 ア　家畜遺伝資源の保存 イ　鶏始原生殖細胞の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及 ウ　センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼育 エ　受精卵の供給	（４）多様な遺伝資源の確保・活用 ア　家畜遺伝資源の保存 イ　鶏始原生殖細胞の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及 ウ　センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼育 エ　受精卵の供給

第５期中期計画	令和３年度計画
２　飼養管理の改善等への取組	
（１）スマート畜産の実践 ア　乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等に関する実践・実証 イ　繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化	（１）スマート畜産の実践 ア　乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等に関する実践・実証 イ　繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化
（２）ＳＤＧｓに配慮した畜産物生産の普及 ア　畜産ＧＡＰの取得 イ　ＳＤＧｓに配慮した家畜改良の推進 ウ　持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証 エ　持続可能な畜産経営実現への支援	（２）ＳＤＧｓに配慮した畜産物生産の普及 ア　畜産ＧＡＰの取得 イ　ＳＤＧｓに配慮した家畜改良の推進 ウ　持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証 エ　持続可能な畜産経営実現への支援
（３）家畜衛生管理の改善	（３）家畜衛生管理の改善
３　飼料作物種苗の増殖・検査	
（１）飼料作物種苗の検査・供給 ア　ＩＳＴＡ認定検査所としての技術水準の確保 イ　飼料作物種苗の適正な在庫の確保 ウ　委託に応じた適切な種苗の増殖	（１）飼料作物種苗の検査・供給 ア　ＩＳＴＡ認定検査所としての技術水準の確保 イ　飼料作物種苗の適正な在庫の確保 ウ　委託に応じた適切な種苗の増殖
（２）飼料作物の優良品種の普及支援	（２）飼料作物の優良品種の普及支援

第５期中期計画	令和３年度計画
４　調査・研究及び講習・指導	
（１）有用形質関連遺伝子等の解析 ア　家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 イ　効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発	（１）有用形質関連遺伝子等の解析 ア　家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 イ　効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発
（２）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ア　食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析 イ　海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析	（２）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ア　食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析 イ　海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析
（３）豚の受精卵移植技術の改善	（３）豚の受精卵移植技術の改善
（４）知財マネジメントの強化	（４）知財マネジメントの強化
（５）講習・指導	（５）講習・指導 ア　中央畜産技術研修会の開催 イ　個別研修・海外技術協力の研修等の実施
５　家畜改良増殖法等に基づく事務	
（１）家畜改良増殖法に基づく事務	（１）家畜改良増殖法に基づく事務
（２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査	（２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

第５期中期計画	令和３年度計画
６　牛トレーサビリティ法に基づく事務	
（１）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	（１）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 ア　牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の実施 イ　緊急検索の対応
（２）牛個体識別に関するデータの活用	（２）牛個体識別に関するデータの活用 ア　牛個体識別データの有効活用 イ　牛個体識別システムの利便性向上と情報セキュリティ対策
７　センターの人材・資源を活用した外部支援	
（１）緊急時における支援	（１）緊急時における支援
（２）災害等からの復興の支援	（２）災害等からの復興の支援
（３）作業の受託等	（３）作業の受託等

第５期中期計画	令和３年度計画
第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
１　一般管理費等の削減	１　一般管理費等の削減
２　調達の合理化	２　調達の合理化
３　業務運営の改善	３　業務運営の改善
４　役職員の給与水準等	４　役職員の給与水準等
第３　予算、収支計画及び資金計画	
１　予算	１　予算
２　収支計画	２　収支計画
３　資金計画	３　資金計画
４　決算情報・セグメント情報の開示	４　決算情報・セグメント情報の開示
５　自己収入の確保	５　自己収入の確保
６　保有資産の処分	６　保有資産の処分
第４　短期借入金の限度額	
第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
第６　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
第７　剰余金の使途	
第８　その他業務運営に関する重要事項	
１　ガバナンスの強化	１　ガバナンスの強化
２　人材の確保・育成	２　人材の確保・育成
３　情報公開の推進	３　情報公開の推進
４　情報セキュリティ対策の強化	４　情報セキュリティ対策の強化
５　環境対策・安全衛生管理の推進	５　環境対策・安全衛生管理の推進
６　施設及び設備に関する事項	６　施設及び設備に関する事項
７　積立金の処分に関する事項	７　積立金の処分に関する事項

注）二重下線は、セグメント区分を表しています。

７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉

（１）ガバナンスの状況

センターのガバナンスの体制は、以下のとおりとなっています。なお、内部統制の推進に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujyoho/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書）

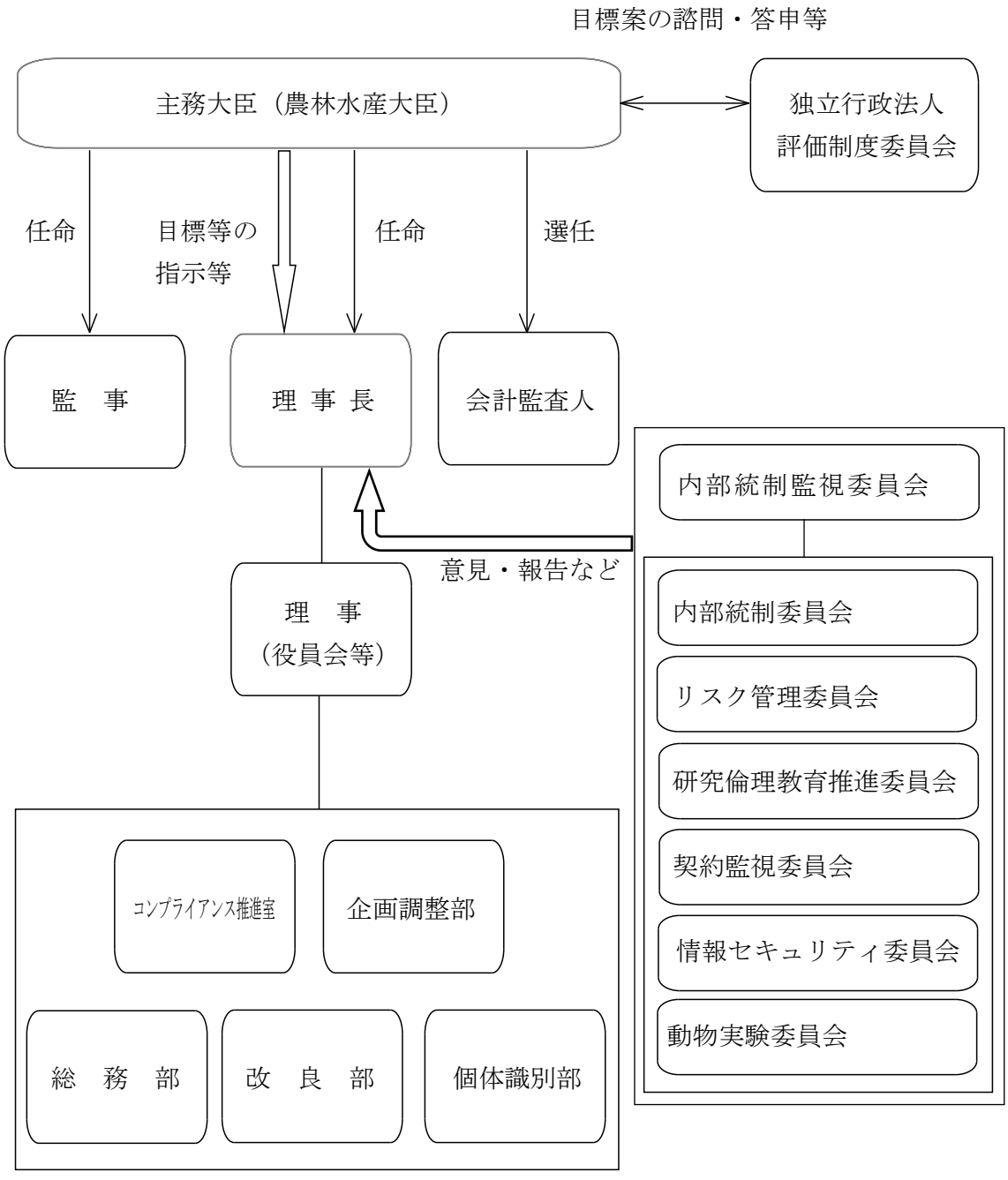

（２）役員等の状況

① 役員の状況

令和４年１月１日現在

役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴
理事長	入江 正和	R3.4.1～R8.3.31 (H29.4.1～R3.3.31)		昭和 54 年８月 大阪府農林技術センター採用 平成 26 年４月 近畿大学教授
理 事	犬塚 明伸	R3.4.1～R5.3.31	企画調整	平成４年４月 農林水産省採用 令和３年３月 農林水産省生産局畜産部畜産振興課付
理 事	上口 直紀	R3.4.1～R5.3.31 (H31.4.1～R3.3.31)	総務	平成５年４月 農林水産省採用 平成 31 年３月 農林水産省大臣官房付
理 事 (非常勤)	島田 和宏	R3.4.1～R5.3.31		昭和 55 年４月 農林水産省採用 平成 31 年４月 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター研究開発監
理 事 (非常勤)	眞鍋 昇	R3.4.1～R5.3.31 (H31.4.1～R3.3.31) (H29.4.1～H31.3.31) (H27.4.1～H29.3.31) (H25.4.1～H27.3.31) (H23.4.1～H25.3.31)		現職 大阪国際大学学長補佐

役 職	氏　名	任　期	担当	経　歴
監　事 （非常勤）	富樫　健一	R3.6.23 ～R7 年度財務諸表承認日		現職 公認会計士
監　事 （非常勤）	小谷 あゆみ	R3.6.23 ～R7 年度財務諸表承認日 (H28.6.21～R3.6.22) (H27.4.1～H28.6.20) (H25.4.1～H27.3.31)		現職 フリーアナウンサー

（参考）令和３年４月１日から令和３年６月 22 日までの期間の監事

役 職	氏　名	任　期	担当	経　歴
監　事 （非常勤）	佐藤　成	(H28.6.21～R3.6.22) (H27.4.1～H28.6.20) (H25.4.1～H27.3.31)		現職 公認会計士

② 会計監査人の氏名または名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（３）職員の状況

常勤職員は令和４年１月現在において 752 人[注1]（前年同月比 17 人増加、2.2%減）であり、平均年齢は 43.3 歳[注2]（前年 43.7 歳）となっています。このうち、国等からの出向者は 65 人、民間からの出向者はおりません。

注１：常勤職員の人数については、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第１項の規定により、期間の定めのない雇用契約へ転換した職員等を含んでいます。

２：平均年齢は、独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について（給与水準の公表）より、常勤職員の令和４年４月１日現在のものです。

（４）重要な施設等の整備等の状況

①　当事業年度中に完成した主要な施設等

十勝牧場　乳用種雄牛舎及び肉用繁殖牛舎（取得価額　574 百万円）
奥羽牧場　受精卵処理施設（取得価額　142 百万円）
岩手牧場　受精卵処理施設（取得価額　115 百万円）
鳥取牧場　受精卵処理施設（取得価額　174 百万円）
宮崎牧場　肉用繁殖牛舎及び受精卵処理施設（取得価額　407 百万円）

②　当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

兵庫牧場　肉用鶏舎

③　当事業年度中に処分した主要な施設等

な　し

（５）純資産の状況

①　資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	48,161	－	－	48,161
その他の出資金	－	－	－	－
資本金合計	48,161	－	－	48,161

＊　上記の表の金額は、単位未満を四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります（以降の各表において同じです）。

②　目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 120 百万円については、目的積立金の申請を行っていません。
なお、前中期目標期間繰越積立金取崩額 39 百万円は、前中期目標期間までに由来し当期発生する各セグメントの費用に充てるため、令和３年６月 29 日付けで農林水産大臣から承認を受けた 106 百万円から取崩したものです。

（６）財源の状況

①　財源の内訳

（単位：百万円）

区　　分	金　　額	構成比率（%）
前年度からの繰越	1	0.0
運営費交付金	8,091	75.3
施設整備費補助金	1,158	10.8
受託収入	182	1.7
諸収入	1,316	12.2
合　　計	10,748	100.0

②　自己収入に関する説明

センターの自己収入として、受託収入及び諸収入があります。

諸収入の大宗は、業務運営において発生した農畜産物の売払代で、牛乳の売払代 473 百万円、枝肉（肉用牛）の売払代 330 百万円、肉用牛の売払代 259 百万円などとなっています。詳細につきましては、「９．業務の適正な評価の前提情報」（36 頁）のうち、一定の事業等のまとまりごとの財源構造を御覧ください。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

センターは、その有する家畜や牧草地を用いて、子どもたちに体験活動や、中高生に職場体験の機会を設け、家畜や牧草地にふれあいの場を提供することにより、畜産に対する理解を深めるとともに、将来の進路選択を応援する取組を行っています。

また、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号））に基づき、女性職員の採用を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を策定するとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年３月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を実施しています。

一方、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を策定しています。

さらに、環境と安全に係る諸問題に的確に対処し、環境への負荷の少ない安全な社会の構築に向けて、①省資源・エネルギー消費量の削減、②廃棄物の削減、リサイクルの推進、③畜産廃棄物等の適切な処理・利用と削減、④化学物質等の適切な保管・管理、⑤グリーン購入の推進、⑥環境と安全に関する情報の発信、⑦環境関連法制度の遵守、の取組を行っています。また、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境に配慮した業務運営を行っています。

なお、詳細につきましては、環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号））に基づき、環境報告書を作成していますので、今後公表される環境報告書を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/index.html　情報公開＞環境への取り組み＞環境配慮促進法に基づく公表）

８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（１）リスク管理の状況

センターは、リスクに関する評価及び対応を行うため、リスク管理委員会を設置しています。また、各部局の長は、リスク管理責任者として、各部局のリスク管理を統括するとともに、事業の円滑な実施を図るとともに、リスク管理に資するため業務フロー図を作成するものとし、作成又は変更の都度、リスク管理委員会に報告することにしています。

リスク管理委員会は、事業の円滑な実施を阻害するリスクに対して、想定されるリスクをあらかじめ把握し、そのリスクに対する対応等を分析及び評価して、リスク管理対応計画を策定しています。また、各部局の長についても、その所掌する事項についてリスク管理対応計画を策定するとともに、リスク管理委員会に報告することにしています。

なお、リスク評価と対応に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。
（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujyoho/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書）

（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

①　家畜伝染性疾病の発生

センターは、乳用牛約 1,000 頭、肉用牛約 2,700 頭、成豚約 300 頭、鶏約 42 千羽を始め、馬・めん羊・山羊を飼養しており、これらの家畜に関して、家畜伝染性疾病が発生した場合、業務運営において、大きな損失を与える可能性があります。

家畜伝染性疾病の発生防止に向けては、日頃から家畜伝染性疾病の侵入防止に努める必要があり、牧（支）場の防疫規程に基づき、入場者、進入車両、持ち込み物品等に対するバイオセキュリティや野生動物対策を措置するとともに、定期的に防疫点検を実施し、進入車両に対する消毒指示の徹底等を行っています。

また、疾病の発生時には、消毒薬、消毒器等の防疫資材が調達不能になるものと想定されることから、これらの防疫資材を備蓄し、定期的に点検するとともに、いつでも使用できるよう整備しています。

② 自然災害・火災の発生

センターは、主たる事務所を福島県に、従たる事務所を北海道から九州までの 11 か所に設置し、乳用牛約 1,000 頭、肉用牛約 2,700 頭、成豚約 300 頭、鶏約 42 千羽をはじめ、馬・めん羊・山羊を飼養しています。これらの事務所（施設）・家畜に関して、自然災害（巨大地震、台風、水害、暴風雪など）・火災の被害が発生した場合、業務運営において、大きな損失を与える可能性があります。

事務所（施設）に自然災害・火災の被害が発生しない（被害を最小限とする）ため、危険性が高く、有効利用ができない建物等は順次解体処分を行うこととしており、その他の建物については必要に応じて改修等を行い利用しています。

また、倒木により大きなリスクとなる幹線道路の防風林については、随時巡視を実施し、倒木の恐れがある場合は伐採を実施しています。一方、火災の発生に備え、消防計画（法令に基づき作成されている場合に限る）・消防設備を周知するとともに、避難訓練等を実施しています。

事務所（施設）（特に畜舎）に自然災害・火災の被害が発生した場合、（二次災害に配慮しながら、）繋養している家畜・家きんを、どこに避難誘導するのか、放牧地を含め、事前に避難場所を決めておくとともに、誘導先での水や飼料の確保等最低限の飼養管理方法を定めています。また、自然災害等により、電気・水などの供給停止や、飼料の供給停止により、家畜・家きんを継続して飼養できない場合に備えて、非常用発電機を準備し、燃料・飼料等を確保しています。

９．業績の適正な評価の前提情報

センターの業務について、御理解とその評価に資するため、以下のとおり一定の事業等のまとまりごとの業務概要と当事業年度における財源構造を示します。

（１）全国的な改良の推進

業務概要

① ゲノミック評価の活用を始めとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産を行います。

② 乳用牛の泌乳形質、肉用牛及び豚の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行います。

③ 主要な形質の遺伝的能力の推移や我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析に取り組みます。

④ 我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な遺伝資源の収集・確保等を行うとともに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保・活用します。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	1	業務経費	1,868
運営費交付金	5,163	施設整備費	1,159
施設整備費補助金	1,158	受託経費	51
受託収入	51	一般管理費（注２）	－
諸収入（注１）	1,204	人件費	3,576
計	7,578	計	6,653

注１）諸収入は、生産した種畜（家畜）やその副産物（牛乳・枝肉）の売払代などで構成されています。

２）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（２）飼養管理の改善等への取組

業務概要

① 家畜の飼養管理や繁殖技術の向上を図るため、搾乳ロボットや分娩監視等の省力化に資する機器を用いた群管理の実践・実証を行います。

② 畜産ＧＡＰの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のＳＤＧｓに配慮した畜産物生産活動の推進を図ります。

③ 国内の家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、情報提供等を行います。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	87
運営費交付金	346	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	9
受託収入	9	一般管理費（注２）	－
諸収入（注１）	47	人件費	299
計	402	計	396

注１）諸収入は、技術の実践・実証などに供用した家畜やその副産物（枝肉）の売払代などで構成されています。

２）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（３）飼料作物種苗の増殖・検査

業務概要

① 我が国の多様な気候に適した飼料作物優良品種の飼料作物の種苗が国内に安定的に供給されるよう、ＩＳＴＡ認定検査所として高い技術水準を確保しつつ、高度な知識・技術を活用し、飼料作物種苗の増殖を行います。

② 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催等を行います。また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、地域適応性等に関する検定試験等を実施します。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	83
運営費交付金	439	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	51
受託収入	51	一般管理費（注２）	－
諸収入（注１）	18	人件費	331
計	508	計	466

注１）諸収入は、増殖した種子の売払代やＯＥＣＤ種子品種証明の手数料などで構成されています。

２）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（４）調査・研究及び講習・指導

業務概要

① ＤＮＡ情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いて、有用形質関連遺伝子の解析等を行います。

② 食肉の食味に関する客観的評価手法を開発し、新たなおいしさの指標の家畜・家きんの改良等への利用や、和牛肉の輸出拡大に向けた海外産牛肉との肉質を比較する調査・解析を行います。

③ 豚の受精卵移植技術を改善し、受胎率や子豚生産率を向上させるとともに、受精卵移植技術普及の支障要因となっている受精卵供給の不足を解決するため、従来の開腹手術に比べ簡便性や反復性に優れた採卵技術の開発を進めます。

④ センターが取り組む調査・研究において得られた成果について、「実施許諾等知財のマネジメント方針」を策定するとともに、当該方針に基づいた成果の普及に取り組みます。

⑤ 生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、国・都道府県・団体等からの依頼に基づき中央畜産技術研究会や海外技術協力等の研修を実施します。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	146
運営費交付金	546	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	42
受託収入	42	一般管理費（注２）	－
諸収入（注１）	15	人件費	432
計	604	計	620

注１）諸収入は、調査・研究に供用した家畜の売払代などで構成されています。

２）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（５）家畜改良増殖法等に基づく事務

業務概要

① 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、種畜検査を実施します。また、家畜改良増殖法第 35 条の２第１項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を実施します。

② 種苗法第 63 条第１項の規定に基づき、指定種苗の集取及び検査を実施します。また、カルタヘナ法第 32 条第１項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を実施します。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	34
運営費交付金	158	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	－
受託収入	－	一般管理費（注）	－
諸収入	－	人件費	99
計	158	計	133

注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（６）牛トレーサビリティ法に基づく事務

業務概要

① 牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務を実施します。

② 行政施策の適正な執行や畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を進めます。また、牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、システム改修等を行うとともに、情報セキュリティ対策の強化を行います。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	92
運営費交付金	350	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	28
受託収入	28	一般管理費（注２）	－
諸収入（注１）	1	人件費	146
計	379	計	265

注１）諸収入は、牛の個体識別情報検索サービスのホームページへの広告掲載料で構成されています。

２）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（７）その他センターの人材・資源を活用した外部支援

業務概要

① 国内において、家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に対応します。

② 自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応します。

③ 全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、積極的に対応します。

財源構造

（単位：百万円）

	収　入		支　出
前年度からの繰越金	－	業務経費	0
運営費交付金	0	施設整備費	－
施設整備費補助金	－	受託経費	－
受託収入	－	一般管理費（注）	－
諸収入	－	人件費	－
計	0	計	0

注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

１０．業務の成果と使用した資源との対比

（１）自己評価

センターは、中期目標を達成するため、中期計画と年度計画に基づき、当事業年度においても、着実に業務運営を行ってきました。

各業務の取り組み結果と行政コストとの関係については、次のとおりとなっています。なお、詳細につきましては、（令和３年度）業務実績等報告書を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujyoho/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞業務実績等報告書）

項　　目	評定（注）	行政コスト
第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
１　全国的な改良の推進		
（１）種畜・種きんの改良	A	5,868百万円
（２）遺伝的能力評価の実施	A	
（３）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供	A	
（４）多様な遺伝資源の確保・活用	B	
２　飼養管理の改善等への取組		
（１）スマート畜産の実践	S	405百万円
（２）ＳＤＧｓに配慮した畜産物生産の普及	B	
（３）家畜衛生管理の改善	S	
３　飼料作物種苗の増殖・検査		
（１）飼料作物種苗の検査・供給	A	473百万円
（２）飼料作物の優良品種の普及支援	A	

項　　目	評定（注）	行政コスト
4　調査・研究及び講習・指導		
（1）有用形質関連遺伝子等の解析	S	629百万円
（2）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発	A	
（3）豚の受精卵移植技術の改善	A	
（4）知財マネジメントの強化	B	
（5）講習・指導	A	
5　家畜改良増殖法等に基づく事務		
（1）家畜改良増殖法に基づく事務	B	144百万円
（2）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査	B	
6　牛トレーサビリティ法に基づく事務		
（1）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	A	314百万円
（2）牛個体識別に関するデータの活用	A	
7　センターの人材・資源を活用した外部支援		
（1）緊急時における支援	A	0百万円
（2）災害等からの復興の支援	B	
（3）作業の受託等	B	
第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1　一般管理費等の削減	B	
2　調達の合理化	B	
3　業務運営の改善	B	
4　役職員の給与水準等	B	

項　　目	評定（注）	行政コスト
第３　予算、収支計画及び資金計画		
１　予算		
２　収支計画		
３　資金計画		
４　決算情報・セグメント情報の開示	B	
５　自己収入の確保	B	
６　保有資産の処分	B	
第４　短期借入金の限度額		
第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
第６　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第７　剰余金の使途		
第８　その他業務運営に関する重要事項		
１　ガバナンスの強化	B	
２　人材の確保・育成	B	
３　情報公開の推進	B	
４　情報セキュリティ対策の強化	B	
５　環境対策・安全衛生管理の推進	B	
６　施設及び設備に関する事項	B	
７　積立金の処分に関する事項	B	
法　人　共　通		1,277百万円
合　　計		9,110百万円

注）二重下線は、セグメント区分を表しています。

注）評定の説明

Ｓ：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。
（中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある）

Ａ：計画を上回る成果が得られた。

Ｂ：計画どおり順調に実施された。
（このペースを維持すれば中期目標達成可能）

Ｃ：計画どおり実施されず、改善を要する。
（一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。）

Ｄ：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。

－：業務実績がないため、評価対象としない。

（２）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
評定（注）	－	－	－	－	－

＊　当中期目標期間は、当事業年度が初年度となっているため、「当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況」について、記載事項はありません。

注）評定の説明

Ｓ：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１１．予算と決算との対比

要約した決算報告書は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、（令和３年度）決算報告書を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimu_joho.html　情報公開＞財務に関する情報＞令和３年度）

（単位：百万円）

区　　分	予　算	決　算	差額理由
収入			
前年度からの繰越金	1,177	1	注１
運営費交付金	8,091	8,091	
施設整備費補助金	152	1,158	注２
受託収入	216	182	注３
諸収入	903	1,316	
農畜産物売払代	892	1,273	注４
その他の収入	11	42	注５
計	10,539	10,748	
支出			
業務経費	2,405	2,310	
うち家畜改良関係経費	1,988	2,071	
種畜検査関係経費	71	18	注６
飼料作物種苗関係経費	100	99	
技術の普及指導関係経費	31	30	
家畜個体識別関係経費	215	92	注７
施設整備費	1,329	1,159	注８
受託経費	216	182	注３
一般管理費	295	410	注９
人件費	6,295	5,726	注10
計	10,539	9,786	

注１：前年度から繰越された施設整備費補助金のうち、今年度完成となり交付された額を施設整備費補助金の決算額に計上したため。
２：前年度完成予定分が、今年度完成となったことによる交付増のため。
３：業務の受託が、減少したため。
４：生乳の売払数量及び枝肉の出荷数量が、増加したため。
５：災害等の発生に伴い、損害保険金の受取額が増加したため。
６：他の事業に係る施設や設備の整備を優先したため。
７：システム改修の予算を次年度に繰越したため。
８：今年度完成予定分が、次年度完成予定となったため。
９：情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。
10：人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

１２．財務諸表

要約した財務諸表は、次のとおりです。なお、科目の説明につきましては、「１６．参考情報」「（１）要約した財務諸表の科目の説明」（64 頁）を御覧ください。また、詳細につきましては、（令和３年度）財務諸表を御覧ください。

（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimu_joho.html　情報公開＞財務に関する情報＞令和３年度）

なお、（＊１）～（＊８）は、財務諸表の体系内の情報の流れを示しています。

（１）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	2,195	流動負債	2,053
現金及び預金（＊１）	1,630	運営費交付金債務	841
その他	566	引当金	332
固定資産	43,810	その他	880
有形固定資産	38,461	固定負債	8,259
その他	5,350	資産見返負債	2,882
		引当金	5,242
		その他	135
		負債合計	10,312
		純資産の部（＊２）	金 額
		資本金	48,161
		資本剰余金	△12,654
		利益剰余金	188
		純資産合計	35,694
資産合計	46,006	負債純資産合計	46,006

（２）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金 額
損益計算書上の費用	8,511
経常費用（＊３） 臨時損失（＊４）	8,447 64
その他行政コスト（＊５）	599
行政コスト合計	9,110

（３）損益計算書

（単位：百万円）

	金 額
経常費用（＊３）	8,447
業務費 受託業務費 一般管理費 財務費用 雑損	7,019 190 1,232 6 1
経常収益	8,523
運営費交付金収益等 事業収益 受託収入 財務収益 雑益	7,030 1,277 181 0 35
臨時損失（＊４）	64
臨時利益	69
前中期目標期間繰越積立金取崩額（＊６）	39
当期総利益（＊７）	120

（４）純資産変動計算書

（単位：百万円）

	資本金	資　本 剰余金	利　益 剰余金	純資産 合　計
当期首残高	48,161	△13,467	812	35,506
当期変動額		812	△625	187
不要財産に係る国庫納付等による減資				
固定資産の取得		1,411		1,411
その他行政コスト（＊５）		△599		△599
不要財産に係る国庫納付等				
国庫納付金の納付			△706	△706
前中期目標期間繰越積立金取崩額（＊６）			△39	△39
当期総利益（＊７）			120	120
当期末残高（＊２）	48,161	△12,654	188	35,694

（５）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,188
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,138
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61
資金増加額	11
資金期首残高	1,641
資金期末残高（＊８）	1,630

（参考）資金期末残高と現金及び資金との関係

（単位：百万円）

	金 額
資金期末残高（＊８）	1,630
定期預金	－
現金及び預金（＊１）	1,630

１３．財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

（１）貸借対照表

当事業年度末の資産残高は 46,006 百万円となっており、そのうち土地 25,382 百万円を始めとする有形固定資産 38,461 百万円と現金及び預金 1,630 百万円が大部分を占めています。また、債務残高は 10,312 百万円となっており、その内訳は運営費交付金債務 841 百万円や未払金 748 百万円などとなっています。

純資産の残高は 35,694 百万円であり、資本金・資本剰余金のほかに利益剰余金 188 百万円を有しています。

（２）行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 9,110 百万円となっています。損益計算書上の費用 8,511 百万円に加え、その他行政コスト 599 百万円を計上しています。その他行政コストの内訳は、現物出資財産や施設整備費補助金で取得した固定資産の減価償却相当額 598 百万円などとなっています。

（３）損益計算書

当事業年度において、経常費用は 8,447 百万円、経常収益は 8,523 百万円であり、経常利益 76 百万円を計上するとともに、当期総利益は 120 百万円となっています。セグメントごとの経常費用は、全国的な改良の推進 5,338 百万円、調査・研究及び講習・指導 565 百万円などとなっています。

（４）純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は 35,694 百万円となっています。資本金に変動はありませんが、資本剰余金については、施設整備費補助金で固定資産を取得したことにより 1,411 百万円増加し、その他行政コスト 599 百万円を計上したものの、812 百万円増加しています。利益剰余金については、国庫納付金の納付を 706 百万円行い、前中期目標期間繰越積立金を 39 百万円取り崩したため、当期総利益 120 百万円を計上したものの、625 百万円減少しています。

（5）キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは 1,188 百万円と、前年度比 135 百万円増加となっています。これは、運営費交付金による収入が前年度比 1,066 百万円増加となったこと及び第４期中期目標期間の終了に伴う国庫納付金の納付 706 百万円を行ったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△1,138 百万円と、前年度比 257 百万円減少しています。これは、有形固定資産・無形固定資産等の取得による支出が前年度比 971 百万円増加となったこと及び施設費による収入が前年度比 724 百万円増加となったことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは△61 百万円と、前年度比 58 百万円増加となっています。これは、ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出が前年度比 50 百万円減少したことが主な要因です。

１４．内部統制の運用に関する情報

センターは、通則法に基づき、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、その実施状況は次のとおりです。

＜役員会＞（業務方法書第２条の３）

センターは、その業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置しています。

役員会に附議する事項は、（１）センターの業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項、（２）組織及び人事に関する重要事項、（３）財務及び資産に関する重要事項、（４）その他センターの運営に関する重要事項となっており、当事業年度においては、６月、12 月、２月に開催しています。

＜内部統制監視委員会・内部統制委員会＞（業務方法書第２条の５）

センターは、内部統制推進を目的とし、内部統制委員会を設置しています。

また、センターは、コンプライアンスの徹底を図るため、内部統制監視委員会を設置しています。内部統制監視委員会で調査・審議する事項は、（１）役職員等の行動規範の策定及び改正に関する事項、（２）内部統制の推進に関する事項、（３）リスク管理に関する事項、（４）業務検討会の検討状況を踏まえた業務監視に関する事項、（５）役職員等の違法行為等の発生又はそのおそれがあることを通報することに関する事項、（６）各種委員会におけるコンプライアンスに関する事項、（７）違法、違反又は不正な行為若しくは反社会勢力に関する行為を含む公序良俗に反する行為の再発防止に関する事項、（８）その他コンプライアンスの徹底に関する事項となっており、当事業年度においては、７月と３月に開催しています。

＜リスク管理委員会＞（業務方法書第２条の６）

センターは、リスクに関する評価及び対応を図るため、リスク管理委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）業務部門のフロー図の作成状況、（２）内在するリスクの把握、（３）リスクの分析・評価、（４）リスクへの対応状況の確認・検証、（５）危機への対応（対応方針・広報方針・体制の決定）、（６）危機対応後の対応（再発防止策の決定）、（７）施設の点検及び整備状況、（８）事故・災害等に係る計画及び事業継続計画の策定、（９）事故・災害発生時の対応となっており、当事業年度においては、３月に開催しています。

また、各部局の長は、半期に１度、リスク管理の実施状況を委員会に報告し、問題点等あると認められた場合には、委員会において、確認・検証を行っています。

＜監事監査＞（業務方法書第２条の７）

監事は、（１）中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査、（２）理事長の意思決定の状況の監査、（３）理事長による内部統制システムの構築・運用状況の監査を実施するとともに、事業年度を通じて業務を監査することにより、農林水産大臣に提出する財務諸表が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて検証します。

なお、監査は監査計画に基づき実施し、必要と認める場合に臨時に実施します。業務運営の横断的な点検を行うため、当事業年度においては、６か所の実地監査を実施しています。

＜内部監査＞（業務方法書第２条の８）

センターは、センターの業務が適正かつ効率的に執行されているか検証するとともに、不正防止及び誤謬の低減を目的として、内部監査を実施しています。

内部監査は、監査計画書に基づき、原則として、実地監査により実施し、その結果を理事長に報告します。当事業年度においては、７か所実施しています。

＜研究倫理教育推進委員会＞（業務方法書第 59 条）

センターは、研究活動上のねつ造、改ざん及び盗用のほか、二重投稿や利益相反その他の不適切なオーサーシップを含めた、研究に係る倫理に反する不適切な行為を抑止する環境の整備に取り組み、センターにおける研究倫理教育の実施、研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員を対象とした研究倫理教育を定期的に履修させるため、研究倫理教育推進委員会を設置しています。

当事業年度においては、研究倫理教育及び調査研究活動を行う者への調査研究倫理教育プログラム履修の状況等を検討するため、６月に開催しています。

＜契約監視委員会＞（業務方法書第 99 条）

センターは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保し、また、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組を点検するため、契約監視委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検、（２）新規の随意契約の妥当性の点検、（３）一者応札・応募案件について、その改善の可否についての点検、（４）その他理事長が必要と認めた事項となっています。また、センターが発注する建設工事について、入札及び契約手続の運用状況等についてセンターから報告を受けるとともに、委員会が抽出し、又は指定した建設工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等についても、審議を行います。当事業年度においては、６月と 12 月に開催しています。

＜情報セキュリティ委員会＞（業務方法書第 104 条）

センターは、情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、情報セキュリティ委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の影響度等を分析し、リスクを評価した結果を踏まえた、統一基準群に準拠した対策基準並びに業務、取り扱う情報や情報システムについての全体方針や情報セキュリティ管理を推進するための計画策定、（２）①サーバ室又は執務室等の施設又は環境について、管理対策が講じられている区域の単位ごとの要管理対策区域の決定及び当該区域における施設又は環境に係る対策の決定、②情報セキュリティ管理に関する実施手順の整備及び見直し並びに実施手順に関する事務の取りまとめ、③情報セキュリティ管理に係る教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、④管理者及び管理補助者を対象とした情報システムの調査、情報システムの操作及び職員への説明等の業務を実施するために必要となる教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、⑤ 情報セキュリティ管理に係る自己点検計画の策定及び実施手順の整備、⑥例外措置の適用審査記録の台帳の整備、⑦情報セキュリティインシデントに対処するための緊急連絡窓口の整備、⑧全ての役職員に対する連絡網の整備、⑨その他情報セキュリティ管理に係る事務となっており、当事業年度においては、９月と３月に開催しています。

また、情報セキュリティについて、実際の運用が情報セキュリティの確保に関する規程などに準拠しているかどうかを確認するため、監査実施計画に基づき、情報セキュリティ監査を行い、その結果を理事長に報告しています。当事業年度においては、７か所で実施しています。

１５．法人の基本情報

（１）沿革

平成　２年　農林水産省家畜改良センター設立
・新冠、日高、十勝、奥羽、岩手、福島、白河、茨城、長野、岡崎、兵庫、鳥取、中国、熊本、阿蘇、宮崎、鹿児島の各種畜牧場（支場を含む）を家畜改良センター本所及び各牧場（支場を含む）に再編
・福島種畜牧場　→　本所
・白河種畜牧場茨城支場　→　茨城牧場
・白河種畜牧場（福島県白河市）　→　廃止
平成　４年　宮崎牧場鹿児島支場（鹿児島県曽於郡大隅町）を廃止
平成　５年　日高牧場（北海道浦河郡浦河町）を廃止
平成　６年　中国牧場（広島県賀茂郡河内町）を廃止
平成　７年　熊本牧場阿蘇支場（熊本県阿蘇郡長陽村）を廃止
熊本牧場（熊本県菊池郡西合志町）を現在地へ移転
平成　９年　岡崎牧場（愛知県岡崎市細川町）を現在地へ移転
平成１３年　独立行政法人制度の発足に伴い、独立行政法人家畜改良センターへ移行
平成１５年　牛トレーサビリティ法に基づく事務の業務を開始
カルタヘナ法に基づく立入検査等の業務を開始
平成２１年　長野牧場を、茨城牧場長野支場に改組
平成２７年　独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のうち中期目標管理法人へ再編

（２）設立に関する根拠法

独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）

（3）主務大臣

農林水産大臣（農林水産省畜産局畜産振興課）

＊　農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和３年政令第 176 号）が、令和３年７月１日に施行されたことに伴い、生産局畜産部畜産振興課は、畜産局畜産振興課となりました。

（4）組織図

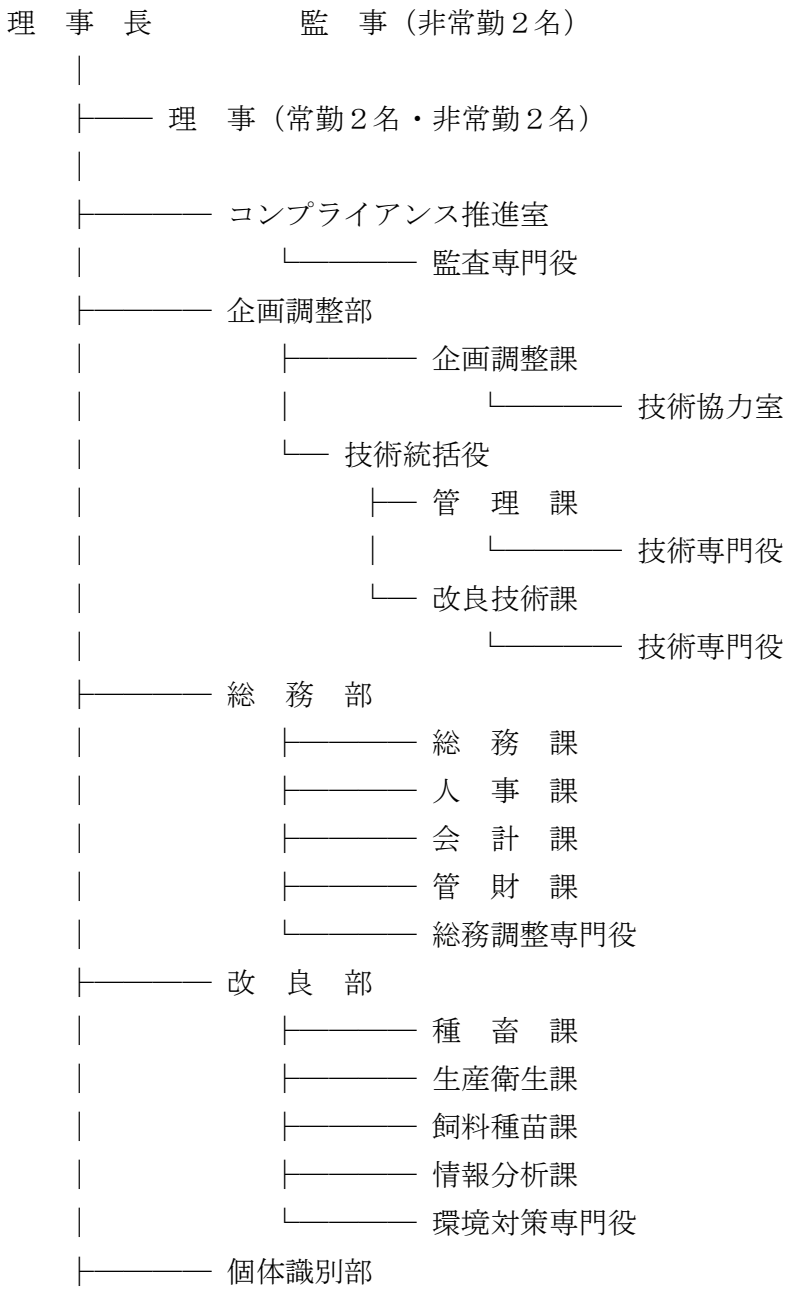

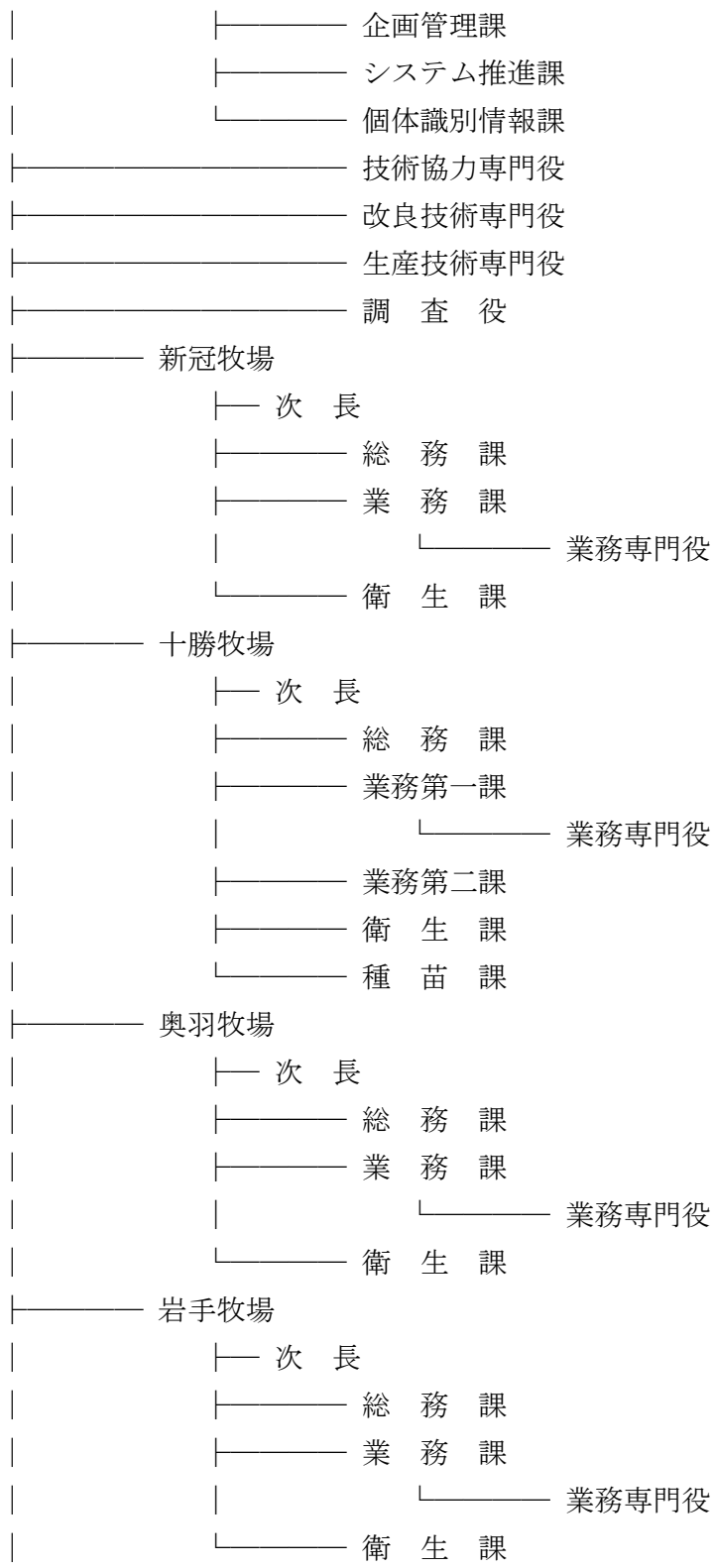
企画管理課
システム推進課
個体識別情報課
技術協力専門役
改良技術専門役
生産技術専門役
調　査　役
新冠牧場
次　長
総　務　課
業　務　課
業務専門役
衛　生　課
十勝牧場
次　長
総　務　課
業務第一課
業務専門役
業務第二課
衛　生　課
種　苗　課
奥羽牧場
次　長
総　務　課
業　務　課
業務専門役
衛　生　課
岩手牧場
次　長
総　務　課
業　務　課
業務専門役
衛　生　課

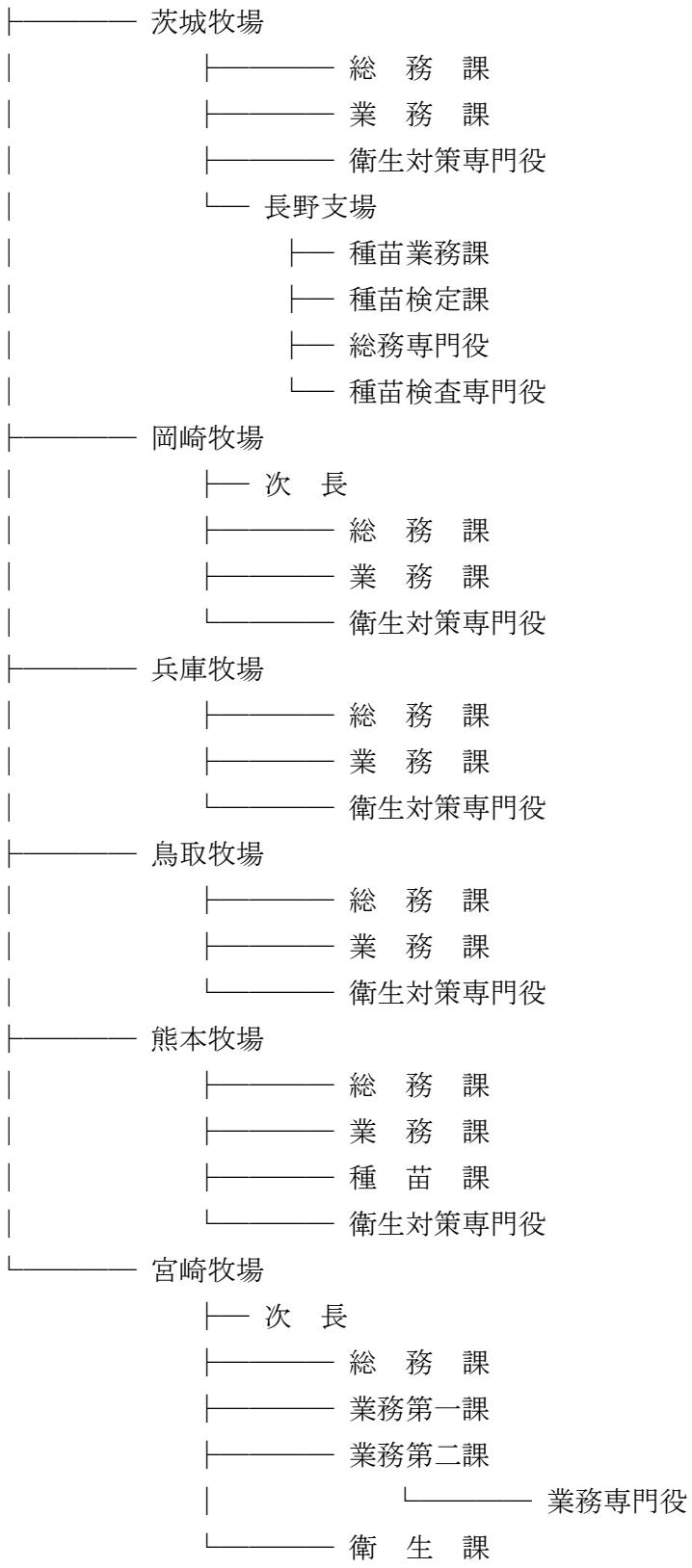
茨城牧場
総　務　課
業　務　課
衛生対策専門役
長野支場
種苗業務課
種苗検定課
総務専門役
種苗検査専門役
岡崎牧場
次　長
総　務　課
業　務　課
衛生対策専門役
兵庫牧場
総　務　課
業　務　課
衛生対策専門役
鳥取牧場
総　務　課
業　務　課
衛生対策専門役
熊本牧場
総　務　課
業　務　課
種　苗　課
衛生対策専門役
宮崎牧場
次　長
総　務　課
業務第一課
業務第二課
業務専門役
衛　生　課

（５）事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本所　　：　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１番地
新冠牧場　：　北海道日高郡新ひだか町静内御園５８７－１
十勝牧場　：　北海道河東郡音更町駒場並木８－１
奥羽牧場　：　青森県上北郡七戸町字鶴児平１
岩手牧場　：　岩手県盛岡市下厨川字穴口７２－２１
茨城牧場　：　茨城県筑西市藤ヶ谷２３３０
長野支場　：　長野県佐久市新子田２０２９－１
岡崎牧場　：　愛知県岡崎市大柳町字栗沢１－１
兵庫牧場　：　兵庫県たつの市揖西町土師９５４－１
鳥取牧場　：　鳥取県東伯郡琴浦町大字出上１４
熊本牧場　：　熊本県玉名市横島町共栄３７
宮崎牧場　：　宮崎県小林市細野５１５７－２９

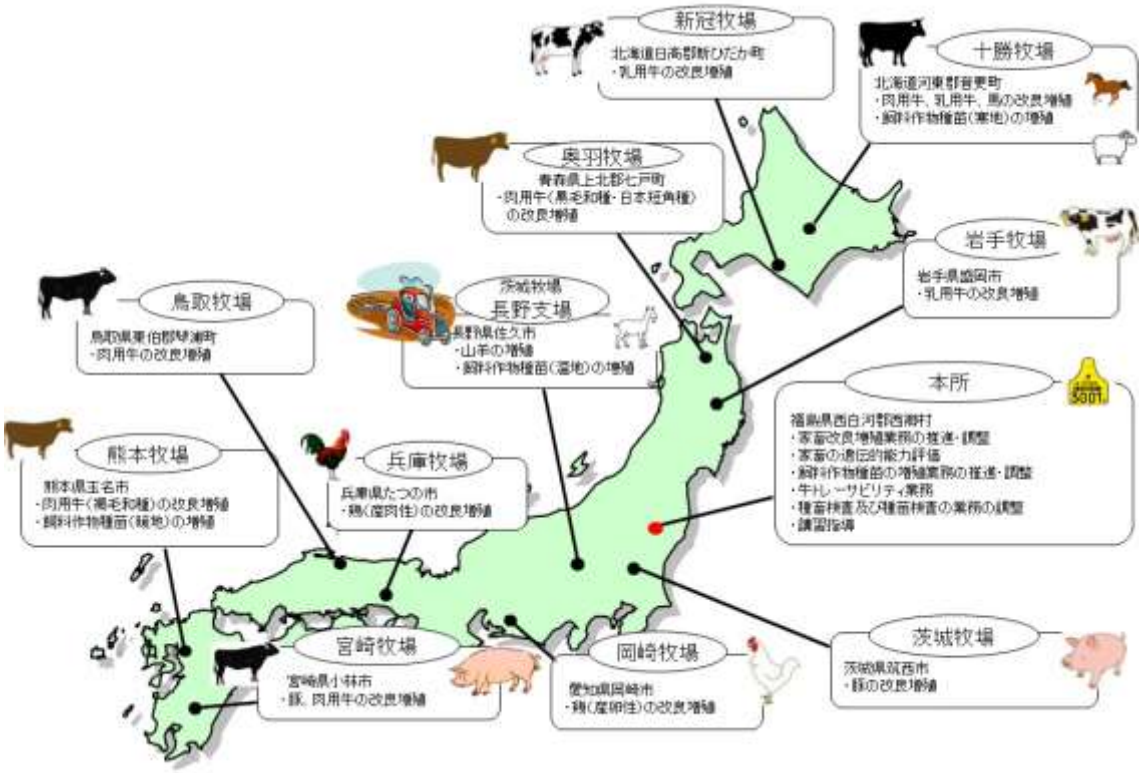

（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

な　し

（７）主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(平成31年度)	令和２年度	令和３年度
資産	41,704	41,208	46,309	45,848	46,006
負債	5,289	5,131	10,592	10,342	10,312
純資産	36,415	36,077	35,716	35,506	35,694
行政コスト	7,445	7,531	15,641	9,217	9,110
経常費用	8,972	9,015	8,777	8,620	8,447
経常収益	9,058	9,172	8,893	8,735	8,523
当期総利益	100	184	126	250	120

注１）独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、賞与引当金・退職給付引当金を計上しています。これに伴い、令和元年度（平成 31 年度）の負債の額が、著しく増加しています。なお、賞与・退職給付は、運営費交付金を財源としているため、賞与引当金・退職給付引当金と同額の引当金見返を資産に計上しているので、資産の額も、同様に著しく増加しています。

２）独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、行政コスト計算書を作成しています。このため、行政コスト計算書に基づく行政コストの額については、令和元年度（平成 31 年度）以降のみ、記載しています。また、会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、賞与引当金・退職給付引当金を計上していますが、令和元年度（平成 31 年度）においては、平成 30 年度以前に発生した賞与引当金繰入・退職給付費用を臨時損失に計上したため、令和元年度（平成 31 年度）の行政コストの額が、令和２年度及び令和３年度のその額と比較して、著しく高額となっています。

なお、平成 29 年度及び平成 30 年度については、行政コストの額ではなく、改訂前の会計基準に基づき作成した、行政サービス実施コスト計算書に基づき、行政サービス実施コストの額を記載しています。

３）令和２年度は、第４期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務の残高を、すべて収益に振り替えたため、当期総利益の額が、増加しています。

（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

令和４年度の予算、収支計画及び資金計画は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、（令和４年度）年度計画を御覧ください。
（http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujyoho/index.html　情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画）

① 予算

（単位：百万円）

区　　分	金　額
収入	
前年度からの繰越金	983
運営費交付金	7,834
施設整備費補助金	200
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
計	10,196
支出	
業務経費	2,758
うち家畜改良関係経費	2,242
種畜検査関係経費	109
飼料作物種苗関係経費	155
技術の普及指導関係経費	31
家畜個体識別関係経費	221
施設整備費	341
受託経費	216
一般管理費	291
人件費	6,590
計	10,196

② 収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
費用の部	
経常費用	10,321
人件費	6,087
業務費	3,468
一般管理費	337
減価償却費	429
財務費用	4
臨時損失	0
計	10,325
収益の部	
運営費交付金収益	7,204
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
資産見返運営費交付金戻入	1,244
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返承継受贈額戻入	0
賞与引当金見返に係る収益	372
退職給付引当金見返に係る収益	301
臨時利益	0
計	10,301
純利益	△25
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25
総利益	0

③　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
資金支出	
業務活動による支出	8,322
投資活動による支出	1,812
財務活動による支出	62
次年度への繰越金	0
計	10,196
資金収入	
業務活動による収入	9,014
運営費交付金による収入	7,834
受託収入	216
その他の収入	964
投資活動による収入	200
施設整備費補助金による収入	200
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	983
計	10,196

１６．参考情報

（１）要約した財務諸表の科目の説明

①　貸借対照表

現金及び預金：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの

その他（流動資産）：現金及び預金以外の短期資産で、未収金、棚卸資産、前払費用など短期に費用化・現金化できる資産

有形固定資産：土地、建物、構築物など、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

その他（固定資産）：有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権など、具体的な形態を持たない無形固定資産など

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

引当金（流動負債）：将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されると認められる賞与引当金

その他（流動負債）：運営費交付金債務・引当金（流動負債）以外の短期負債で、未払金、前受金など短期に弁済履行・収益化する債務

資産見返負債：運営費交付金等により、償却資産を取得した場合に計上される負債

引当金（固定負債）：将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されないと認められる退職給付引当金

その他（固定負債）：資産見返負債・引当金（固定負債）以外の長期負債

資本金：国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産に対応する独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト：国からの出資金や国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト：独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用
受託業務費：受託研究等に要した費用
一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用
財務費用：利息の支払
雑損：業務費、受託業務費、一般管理費、財務費用以外の経常費用
運営費交付金収益等：国からの運営費交付金等のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益：農畜産物売払収入などの収益
受託収入：受託研究等の外部資金の受入による収益
財務収益：利息の受取
雑益：運営費交付金収益等、事業収益、受託収入、財務収益以外の経常収益
臨時損失：固定資産の除売却損等
臨時利益：固定資産の売却益等
前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金の取崩額
当期総利益：独立行政法人通則法第 44 条の利益処分となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤　キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出や、不要財産に係る国庫納付等による支出が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書として、環境報告書を作成しています（①）。

また、乳用牛の泌乳形質などについて、遺伝的能力評価を行い、その結果をホームページで公表しています（②）。

さらに、牛の個体識別台帳に記録されている牛の個体識別情報の検索および牛トレーサビリティ法に基づく届出を行うことができるＷｅｂサイトを設置しています（③）。

これら以外にも、センターのホームページでは、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています（④）。

①　環境報告書
（令和３年９月 21 日）

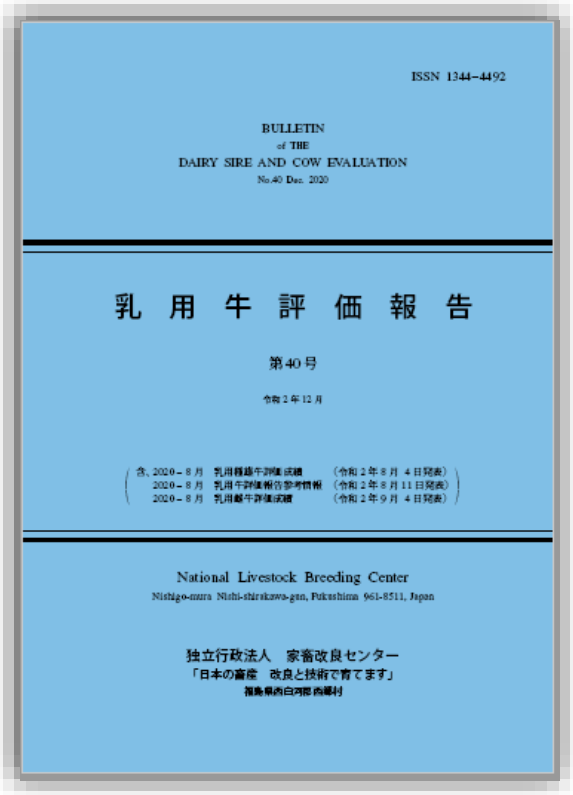

②　乳用牛評価報告
（令和３年 12 月 14 日）

③　牛の個体識別情報検索サービス

④　家畜衛生通信

これら以外にも、ホームページでは、様々な情報を発信しています。

ホームページのアドレス　http://www.nlbc.go.jp/